

第 1 編 総 則

(共通編) 第1編 総則 目次

第1章 計画作成の基本方針	1
第1節 計画の趣旨	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格と役割等	1
第3 計画の構成	2
第4 計画の修正	3
第5 用語の定義	3
第2章 災害に関する現状と課題	4
第1節 自然的条件	4
第1 位置	4
第2 地形と地質	5
第3 気象	7
第2節 地震災害の履歴	9
第1 地震災害の履歴	9
第3節 地震による被害想定	11
第1 朝来市直下地震による被害	11
第2 山崎断層帯地震による被害	12
第3 養父断層帯地震による被害	14
第4 南海トラフ地震による被害	16
第4節 風水害等の危険性と被害の特徴	18
第1 台風・集中豪雨災害・雪害の履歴	18
第2 水害特性	20
第3 その他の災害による被害と防災上留意要素項目	26
第4 災害危険箇所	27
第5 平成16年台風第23号による被害の概要	29
第6 平成21年台風第9号による被害の概要	31
第5節 近年の台風災害からみた課題	32
第1 平成16年台風第23号災害からみた課題	32
第2 令和元年台風第15号からみた課題	34
第3 その他の近年の風水害からみた課題	37
第4 その他の近年の地震災害からみた課題	38
第6節 社会的条件	39
第1 人口等	39
第2 産業	40
第3 交通	40
第4 土地利用	40
第3章 防災ビジョンと基本目標	41
第1 防災ビジョン	41
第2 基本目標	42
第4章 市民参加による安全・安心な防災まちづくりの推進	44
第1 『自助・共助・公助』の協働による防災・減災の重要性	44
第2 『自助・共助・公助』の協働による平常時の備え	46
第3 『自助・共助・公助』の協働による災害発生時の応急活動	48
第4 防災機関の事務又は業務の大綱	50
第5 市民、企業・団体等の責務	58

第1章 計画作成の基本方針

第1節 計画の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、朝来市域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

- (1) 朝来市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害予防に関する計画
- (3) 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等災害応急対策に関する計画
- (4) 公共土木施設災害復旧事業の実施等災害復旧に関する計画
- (5) 復興本部の設置等災害復興に関する計画

第2 計画の性格と役割等

1 計画の性格

この計画は、次の災害に関して、県、市、その他の防災関係機関さらには関係団体や市民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すこととする。

なお、災害対策の実施に当たっては、これらの各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- (1) 地震災害
- (2) 異常気象災害（大雨、洪水、暴風、地すべり、土石流、大雪等による災害）
- (3) 大規模事故災害（航空機事故、鉄道事故、道路事故、大規模林野火災、大規模工場等火災・爆発事故、放射性物質事故等）

2 計画の役割

- (1) 市、その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び災害対策の立案、実施に当たっての指針となること。

(2) 関係団体や市民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。

3 計画の対象

この計画は、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「市民」という。）を対象とする。

4 用語の表記

この計画においては、旧生野町域を生野地域、旧和田山町域を和田山地域、旧山東町域を山東地域、及び旧朝来町域を朝来地域と表記する。

第3 計画の構成

この計画は、本編及び資料編で構成し、本編の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則	第1章 計画作成の基本方針 第2章 災害に関する現状と課題 第3章 防災ビジョンと基本目標 第4章 市民参加による安全・安心な防災まちづくりの推進
第2編 災害予防計画	第1章 基本方針 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3章 市民参加による地域防災力の向上 第4章 災害に強い地域防災基盤の整備 第5章 調査研究体制等の強化 第6章 その他の災害予防対策の推進
第3編 地震災害応急対策 計画	第1章 基本方針 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3章 円滑な災害応急活動の展開
第4編 風水害等災害応急 対策計画	第1章 基本方針 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4章 その他の災害の応急対策の実施 第5章 個別対策
第5編 災害復旧計画	
第6編 災害復興計画	

第4 計画の修正

本計画は、法令が改正された場合、国の防災基本計画、指定公共機関の防災業務計画、県の地域防災計画等この計画の基本となる計画が修正された場合、市の組織変更や社会的条件等に変更があった場合等において、防災会議の承認を得て必要な修正を行う。このため、関係機関は、所掌する事項について毎年検討を行い、修正の必要がある場合は、修正案を防災会議事務局（朝来市危機管理室防災安全課）に提出する。

なお、軽微な修正については会長が修正を行い、防災会議に報告するものとする。また、防災会議において承認された地域防災計画については、県知事に報告するとともに、その要旨を公表する。

第5 用語の定義

本計画において使用する用語の定義は、それぞれ以下のとおりとする。

用語	用語の定義
災害時要援護者 (要配慮者)	災害対策基本法第8条第2項15号で規定する「要配慮者」と同義であり、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」をいう。「その他の特に配慮を要する者」としては、難病患者、妊産婦、外国人、地理に不案内な旅行者等が想定される。 本計画では、特別な場合を除き「災害時要援護者」と表記する。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」をいう。(災害対策基本法第49条の10)
指定緊急避難場所 (一次避難場所)	災害対策基本法第49条の4で規定する「指定緊急避難場所」と同義であり、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、予め市長が災害種別に応じて指定した施設・場所をいう。 本計画では、特別な場合を除き「避難場所」と表記する。 (指定緊急避難場所の指定) 第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。
指定避難所 (二次避難場所)	災害対策基本法第49条の7で規定する「指定避難所」と同義であり、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、予め市長が指定した施設をいう。 本計画では、特別な場合を除き「避難先」と表記する。 (指定避難所の指定) 第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

第2章 災害に関する現状と課題

第1節 自然的条件

第1 位置

朝来市は、兵庫県のほぼ中央部に位置し、北部は養父市と豊岡市に接し、南部は神崎郡、東部は丹波市、多可郡、及び京都府福知山市、西部は宍粟市に接する。市域は南北約32km、東西約24kmの範囲に広がり、日本海へ流れる円山川と瀬戸内海へ流れる市川の源流地域で、兵庫県の南北の分水嶺である。総面積は403.06k㎡で兵庫県全体の4.8%を占めている。



第2 地形と地質

1 地形

市域は大きく分けて日本海へ流れる円山川と瀬戸内海へ流れる市川の2つの水系からなる。生野地域は大半の区域が市川水系に属するが、一部は円山川最上流域に属する。生野地域を除く和田山・山東・朝来地域は円山川水系に属する。

市域は山地が広い範囲を占め、生野地域の段ヶ峰(1,103m)を始めとする500～1,000mの山地が平野部を取り囲む。平野部は円山川とその支川(糸井川、与布土川、粟鹿川、多々良木川、神子畑川)及び市川沿いに発達している。

平野部の標高は円山川と市川との分水界付近が標高約330mで、市川水系では生野地域市街地が標高約300m、下流の神河町境界付近で標高270mである。円山川水系では和田山地域中心部から下流の養父市との境界にかけては標高50m～70m程度、山東地域市街地で標高約100m、朝来地域市街地が標高約150mとなっている。和田山地域市街地から養父市にかけての円山川下流部は低平地で河川勾配は小さいものとなっている。

2 地質

市域の地質は、河川沿いの平坦部に分布する未固結被覆層と山地部に分布する基盤岩類などからなる。

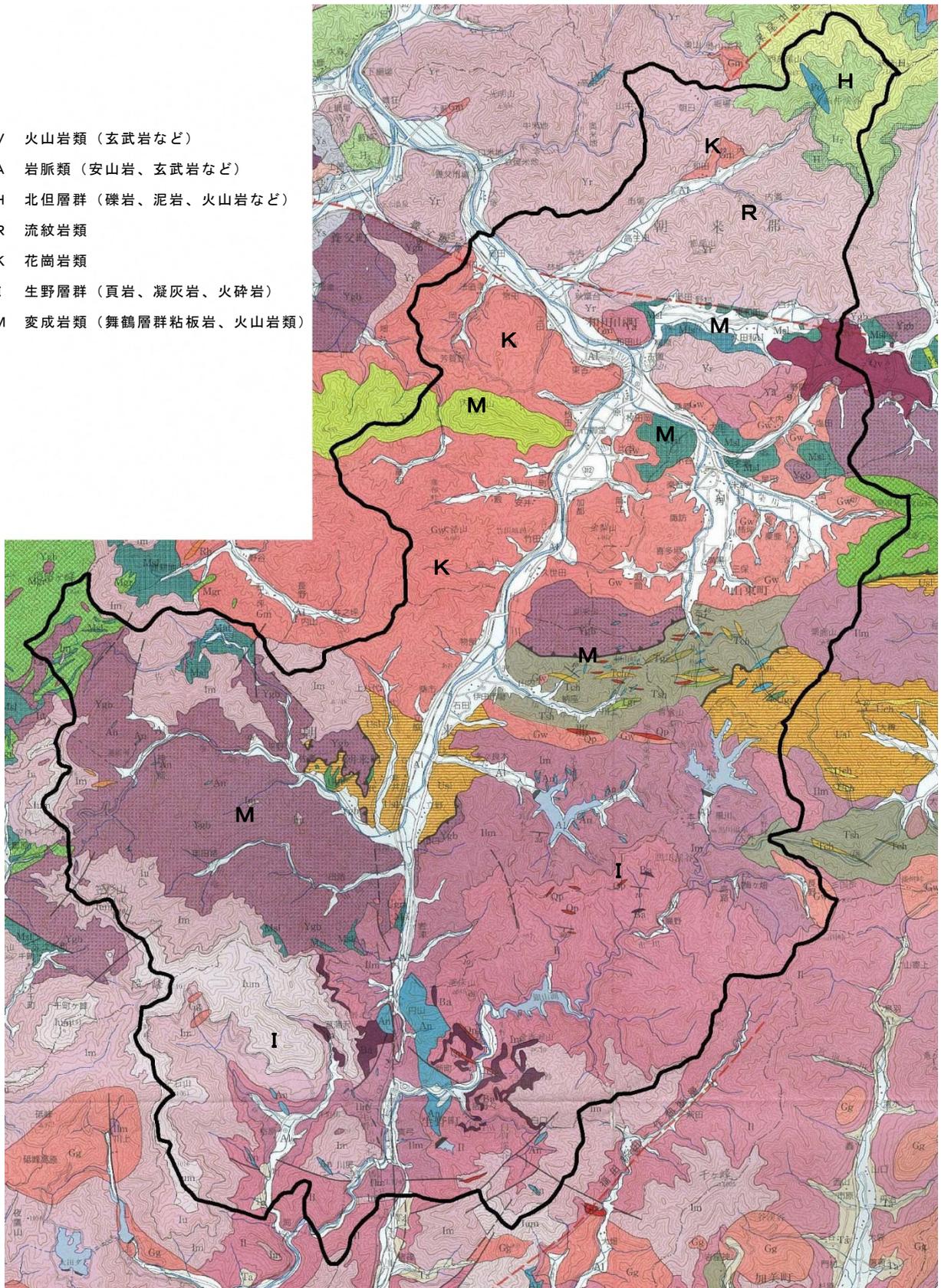
(1) 基盤岩類

基盤岩類は火山性岩石(生野層群、流紋岩類)、深成岩類(花崗岩など)、変成岩(粘板岩、古期火山岩類)、岩脈類などからなる。生野層群は主に市の南半、生野地域から朝来地域にかけて広く分布し、火山岩、凝灰岩、泥岩などが交互に重なる一連の地層である。生野地域の基盤岩は主に生野層群からなる。生野鉦山の鉦床は生野層群の形成後に貫入した岩脈に沿って形成されたものである。和田山地域の山地部は花崗岩、流紋岩などからなる。円山川～磯部川付近を境に花崗岩は主に南側に、流紋岩は北側に分布する。山東地域では市街地周辺の山地は花崗岩からなるが、南部の山地には変成岩が分布する。朝来地域の地質は、円山川右岸区域(東側)は生野層群が、左岸区域(西側)は変成岩が主に分布している。

(2) 被覆層

未固結層である被覆層は円山川など河川沿いの谷底平野を形成する沖積層と山麓緩斜面を形成する崖錐(麓斜面堆積物)、扇状地性堆積物、段丘層などからなり地形区分とよく対応する。沖積層は和田山・山東・朝来地域などが比較的広く、平野の横断幅は和田山地域1.5km、山東地域1.5km、朝来地域1.0km程度である。崖錐、扇状地性堆積物は基盤岩の風化物で斜面部に広く見られる。段丘層は分布範囲が限られ未発達である。段丘層は和田山・山東地域などの谷底平野沿いに一段高い平坦面を形成している。

- V 火山岩類 (玄武岩など)
- A 岩脈類 (安山岩、玄武岩など)
- H 北但層群 (礫岩、泥岩、火山岩など)
- R 流紋岩類
- K 花崗岩類
- I 生野層群 (頁岩、凝灰岩、火砕岩)
- M 変成岩類 (舞鶴層群粘板岩、火山岩類)



(「兵庫の地質」平成8 兵庫県土木部)

第3 気象

朝来市の気候は、総じて日本海型のうち、北陸・山陰型の気候区分に属する。冬季の降雪と年間を通じて降雨が多いことが特徴であるが、降雪量等は標高、山地、盆地など地形の影響もあり地域的な差がある。年間平均気温は約13.0℃前後である。

(1) 気象統計

アメダス和田山の記録によれば、気象は年間平均気温13.7℃、最高気温の平均値19.4℃、最低気温の平均値9.2℃、降雨量約1,538mm、冬季の積雪量30cmである(過去約30年間の平均値)。月平均雨量(128mm)を上回るのは5月～10月で、最多雨は9月(平均197mm)であり、4月、11月、12月は月間雨量が100mmを下回る少雨となっている。

なお、過去10年間の年間降水量を市内2地点(和田山、生野)で比較すると、山間部に位置する生野の方が約500mm多くなっている。

■気象観測値の月別平均値(観測所:アメダス和田山[気象庁])

	平均気温 (℃)	日最高気 温(℃)	日最低気 温(℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)
統計期間	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1987～ 2010	1981～ 2010	1982～ 2010
資料年数	30	30	30	30	24	30	29
1月	2.5	7.1	-1.1	1.2	82.6	110.2	21
2月	2.7	7.6	-1.3	1.3	84.1	115.7	21
3月	6.2	12.0	1.1	1.6	113.3	118.6	9
4月	12.1	19.0	5.6	1.8	158.1	96.7	0
5月	17.2	23.7	11.4	1.8	170.7	125.0	0
6月	21.3	26.8	16.7	1.6	134.8	160.0	0
7月	25.1	30.3	21.3	1.5	139.4	180.6	0
8月	26.0	31.7	21.9	1.6	177.6	129.3	0
9月	21.7	27.1	17.7	1.4	117.9	197.4	0
10月	15.4	21.4	11.0	1.2	117.3	128.4	0
11月	9.8	15.7	5.4	1.2	98.0	90.9	0
12月	4.9	10.3	0.9	1.2	90.6	94.9	11
全年	13.7	19.4	9.2	1.5	1,477.5	1,537.9	30

(出典:気象庁HP)

■年間降水量（観測所：アメダス和田山、アメダス生野〔気象庁〕）

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
アメダス和田山	1876.0	1675.0	2366.5	1701.5	1849.0	1745.0
アメダス生野	2309.0	2317.0	2367.5	2248.5	2275.5	2178.0
	2015年	2016年	2017年	2018年	平均	
アメダス和田山	1775.0	1706.5	1789.0	1993.0	1847.7	単位：mm
アメダス生野	2493.0	2318.0	2162.5	2452.0	2312.1	

（出典：気象庁 HP）

(2) 気象極値

朝来市域の観測所における気象観測値の極値は、以下のとおりである。

■気象観測値の極値（観測所：アメダス和田山〔気象庁〕）

緯度：北緯 35 度 19.4 分 経度：東経 134 度 50.9 分 標高 80m 南但消防本部朝来消防署

統計期間	順位	日降水量	年月日	最大1時間降水量	年月日	最大月間降水量	年月	最少月間降水量	年月
1976/1～ 2019/11	1位	235mm	1990.9.18	68mm	2010.7.1	609mm	2011.9	7mm	1985.8
	2位	225mm	2004.10.20	65mm	2018.7.7	524mm	1976.9	9mm	2000.8
	3位	220mm	2011.9.3	63mm	2018.7.6	517mm	1990.9	13mm	1994.7

統計期間	順位	最高気温	年月日	最低気温	年月日	最大風速	風向	年月日
1977/12～ 2019/11	1位	37.8℃	2019.8.11	-12.8℃	1981.2.28	14m/s	南西	1991.3.27
	2位	37.8℃	2000.7.22	-11.2℃	1985.1.31	13m/s	南南西	2007.3.5
	3位	37.2℃	2019.8.9	-11.0℃	1981.2.27	13m/s	北西	2004.10.20

統計期間	順位	最大月間日照時間	年月	最少月間日照時間	年月
1987/10～ 2019/10	1位	255.3時間	2019.5	18.0時間	1993.7
	2位	228.7時間	2015.5	38.5時間	1993.1
	3位	228.5時間	2014.5	43.8時間	1993.6

統計期間	順位	最深積雪	年月日
1981/11～ 2019/10	1位	80cm	2000.2.17
	2位	67cm	1984.2.10
	3位	57cm	2017.1.24

第2節 地震災害の履歴

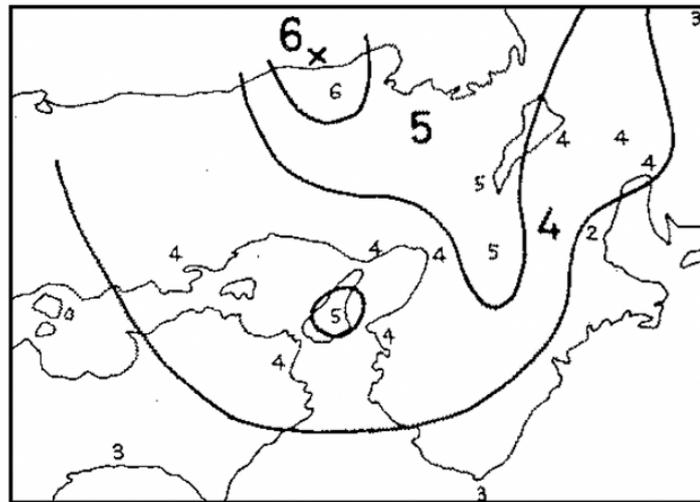
第1節 地震災害の履歴

1 内陸部直下型地震

日本の内陸部に被害をもたらした過去の地震はいずれも内陸部の直下型地震である。直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生または動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層である。その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。

兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬－高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、養父断層帯など多くの活断層が分布している。

朝来市の地震被害記録は乏しく、これまで特に大きな地震被害は伝えられていない。しかし、周辺を見わたすと1925年の北但馬地震(M=6.8)(下図)の際に活動したと考えられる田結地震断層、1927年の北丹後地震(M=7.3)の際に活動した郷村断層や山田断層、1943年の鳥取地震(M=7.2)の際に活動した鹿野断層など大規模ではないが決して活断層がないわけではない。兵庫県南部地震(1995. M=7.3)や鳥取県西部地震(2000. M=7.3)の例に見られるように、これまで地震被害がなかったからといって今後も内陸直下型の地震が発生しないとは言い切れない。



2 海洋性巨大地震

海洋性巨大地震はマグニチュード8を超える規模で歴史的に繰り返し発生しており、近畿地方に関係する地震としては紀伊半島沖を震源とする地震に代表される。このような地震による被害は歴史書などで確認されているが朝来市に記録、報告はない。

近年の代表的な地震である南海地震（昭和21(1946)12.21、M=8.0）では南但地方の震度は3程度である。過去の最大級の地震とされる安政南海地震（安政1(1854)12.24、M=8.4）では朝来市付近は震度5の区域となっている。なお、日本海側では海洋性の巨大地震の記録はない。



図 安政南海地震（1854）震度分布

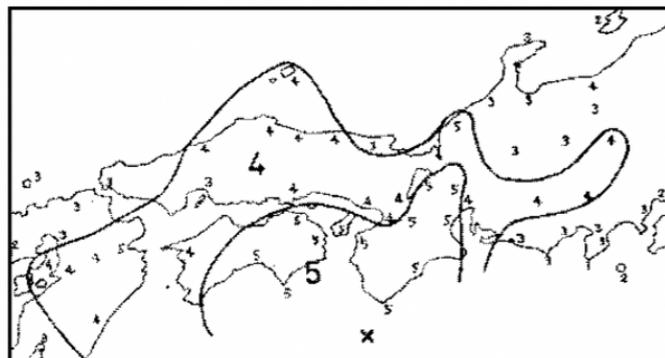


図 南海地震（1946）震度分布

第3節 地震による被害想定

兵庫県では、県内に大きな影響が予想される地震のうち、現時点での発生可能性を地震履歴及び活断層実態を考慮して、有馬-高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震、山崎断層帯地震、三峠断層帯地震、中央構造線断層帯地震、日本海沿岸地震、南海地震の被害が想定されている（兵庫県地震被害想定調査報告書、平成23年3月、兵庫県）。

地震被害の大きさは地震規模（M：マグニチュード）、震源との距離、発生時刻（社会活動の状況）などで様々であり、どの地震による被害が最も大きいと一概にはいえない。

ここでは、朝来市直下の伏在断層を想定した地震の他、本市に影響を及ぼすであろう山崎断層帯地震と養父断層帯地震、更に太平洋沖を震源とする巨大地震の南海トラフ地震について被害を想定する。

第1 朝来市直下地震による被害

日本の内陸部に被害をもたらした過去の地震はいずれも内陸部の直下型地震である。朝来市においても将来甚大な被害をもたらす地震が発生するとすれば、震源を市域ないし近傍におく直下型地震である可能性が高い。ここでは兵庫県が検討した朝来市直下地震は次のとおりである。

1 想定地震

(1) 地震断層

県内どこでも起こりうるM7未満の断層（伏在断層）地震（M6.9直下地震）を想定したものである。

(2) 震度分布

朝来市直下地震で予想される震度は平野部など未固結地盤区域や和田山地域で震度5強と見込まれ、和田山・山東・朝来地域などでは場所により最大震度6強が予想される。

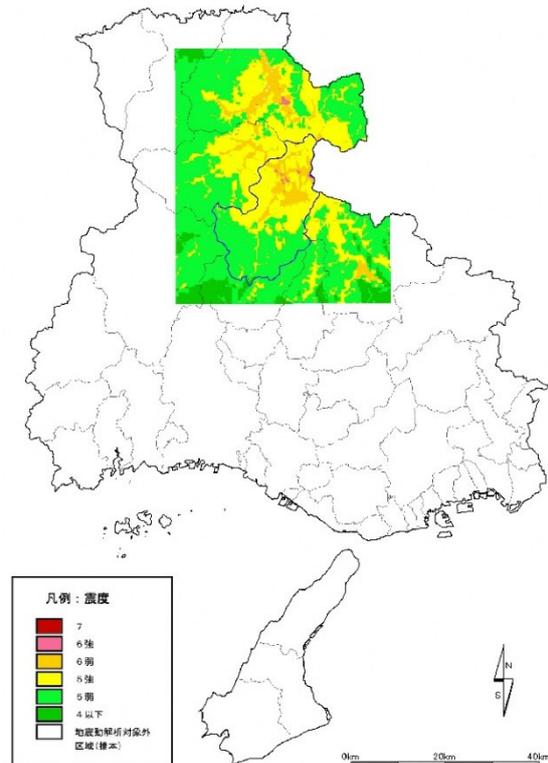


図 朝来市直下地震を想定した震度分布

2 朝来市直下地震による被害の概要

朝来市直下地震で予想される被害は、建物全半壊棟数が 3,346 棟、炎上による建物の焼失は 3 件、死者は 31 名、負傷者は 228 名、避難者は 2,364 名である。負傷者が多い代表的な時間帯として冬期早朝 5 時の状況をまとめると下表のとおりである。被害評価のベースとなる人口は平成 17 年度国勢調査にもとづく。

市別	震度	建物全半壊		炎上	死者	負傷者	避難者
朝来市	震度 6 強	3,346	内液状化による全壊棟数 40	3	31	228	2,364

第2 山崎断層帯地震による被害

1 想定地震

(1) 地震断層

山崎断層帯地震は、山崎断層帯の活動を想定したものである。山崎断層帯は、県南西部の播磨地域から岡山県に至る断層で、1968 年に活断層であることが発見されて以来、微小地震の集中現象と合わせて注目されるようになった。

山崎断層帯の活動度は B 級（平均変位速度 0.1～1 mm/年）で、兵庫県が実施した調査結果では、山崎断層帯の最新の活動時期は播磨国地震(868 年)であったと考えられること、活動周期は千数百年から二千数百年であること等の可能性が明らかとなっている。また、今後 30 年以内の発生確率が 0.03～5%と高くなっている。

想定地震の概要は次のとおりである。

■ 想定条件

断層名	震央		マグニチュード	長さ (km)	幅 (km)	深さ (km)	走向※1 (度)	傾斜 (度)
	緯度(度)	経度(度)						
大原・土方断層	34° 47'	135° 0'	8.0	30	18	2	N300E	90
安富断層				20	18	2	N280E	90
琵琶甲・三木断層				30	18	2	N310E	90

(出典：兵庫県資料)

※1 走向は平均的な走向

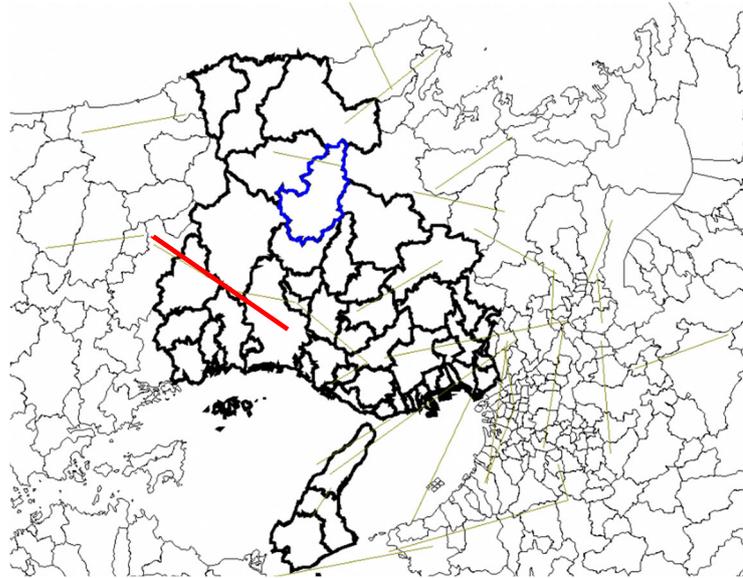


図 山崎断層帯と本市との位置関係

(2) 震度分布

山崎断層帯地震で予想される震度は、全市最大で震度5弱である。地域的には平野・低地部は全域的に震度5弱、山地部では全域的に震度4以下である。

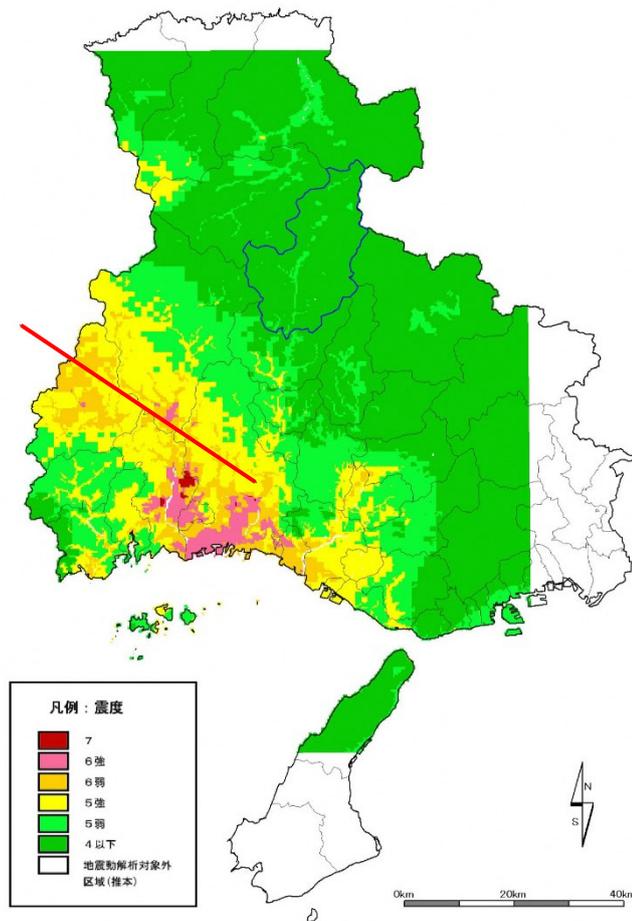


図 山崎断層帯地震を想定した震度分布

2 山崎断層帯地震による被害の概要

山崎断層帯地震で予想される被害は、朝来市での被害はほとんどないものと予想され、時間帯、季節に関係なく被害は少ない。これは震源が遠く、震度が比較的弱いことが考えられる。

市別	震度	建物全半壊		炎上	死者	負傷者	避難者
朝来市	震度5弱	2	内液状化による 全壊棟数 2	0	0	0	0

第3 養父断層帯地震による被害

1 想定地震

(1) 地震断層

養父断層帯地震は、養父市から朝来市にかけて円山川沿いに東西に走る養父断層の活動を想定したものである。養父断層は、今後30年以内の地震発生確率は0.45%であり、活動した場合は、朝来市に最も大きな被害を及ぼすと想定されている。

養父断層は、朝来市和田山町付近から養父市別宮付近に位置すると推定されているので、和田山地域などでは断層活動の影響を直接受けることになる。

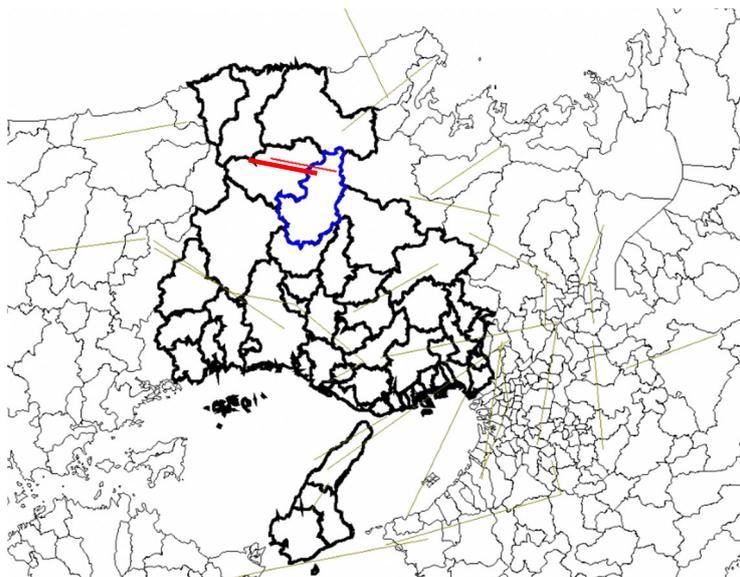
想定地震の概要は次のとおりである。

■想定条件

震源位置		マグニチュード	長さ (km)	幅 (km)	深さ (km)	走向 ^{※1} (度)	傾斜 (度)
緯度(度)	経度(度)						
-	-	7.0	22	18	1	N101E	90

(出典：兵庫県資料)

※1 走向は平均的な走向



(2) 震度分布

推定震度は朝来市のほぼ全域が5弱以上であり、震度4以下であるのは断層から最も離れた生野地域南部だけである。平野、谷底部など未固結地盤区域は全市で震度6弱以上である。特に、和田山・山東地域は全域で6弱以上の震度が予想される。

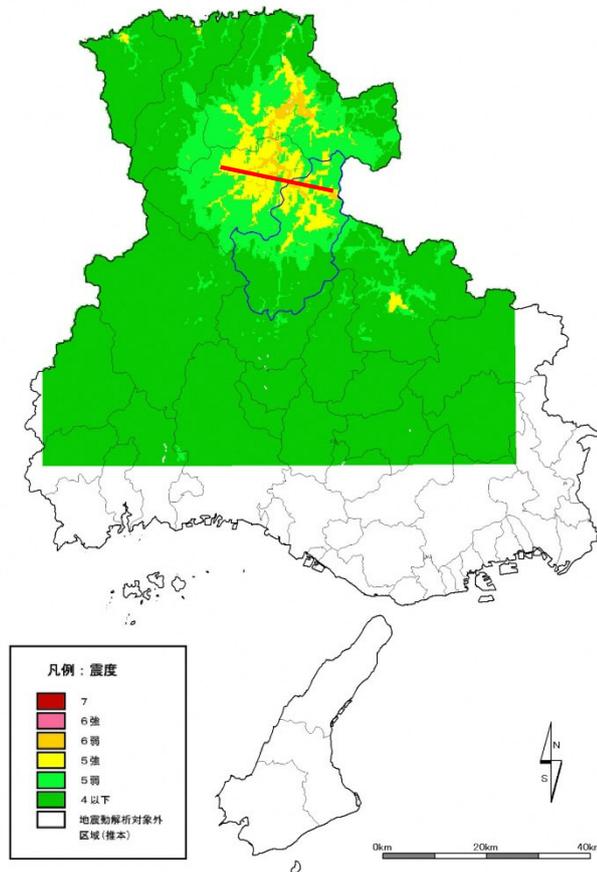


図 養父断層帯地震を想定した震度分布

2 養父断層帯地震による被害の概要

養父断層帯地震による死者、負傷者が最も多くなる冬季早朝5時頃の状況は下表のとおりである。死者の季節的な違いはないが時間帯で異なる。被害評価のベースとなる人口は平成17年度国勢調査に基づく。

市別	震度	建物全半壊		炎上	死者	負傷者	避難者
朝来市	震度6弱	490	内液状化による全壊棟数 22	1	2	30	314

第4 南海トラフ地震による被害

1 想定地震

(1) 地震の概要

南海トラフ地震は、日本列島の太平洋沖「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して発生すると警戒されているマグニチュード9級の巨大地震で、今後30年以内の発生確率は70～80%とされている。なお、これまでは、南海地震、東南海地震、東海地震の個別の地震を想定していたが、東日本大震災後、宮崎県沖の日向灘等を震源域に加えた上で、複数の大地震が連動して発生することを想定し、被害想定を見直すこととなったものである。

国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」では、以下の4ケースの強振動生成域を設定しており、県では、これらのうち最も危険なケースとされる陸側ケースを対象として被害想定を行っている。

■ 強振動生成域の設定ケース

①基本ケース	中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定したもの
②東側ケース	基本ケースの強振動生成域を、やや東側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定したもの
③西側ケース	基本ケースの強振動生成域を、やや西側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に左側）の場所に設定したもの
④陸側ケース	基本ケースの強振動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの

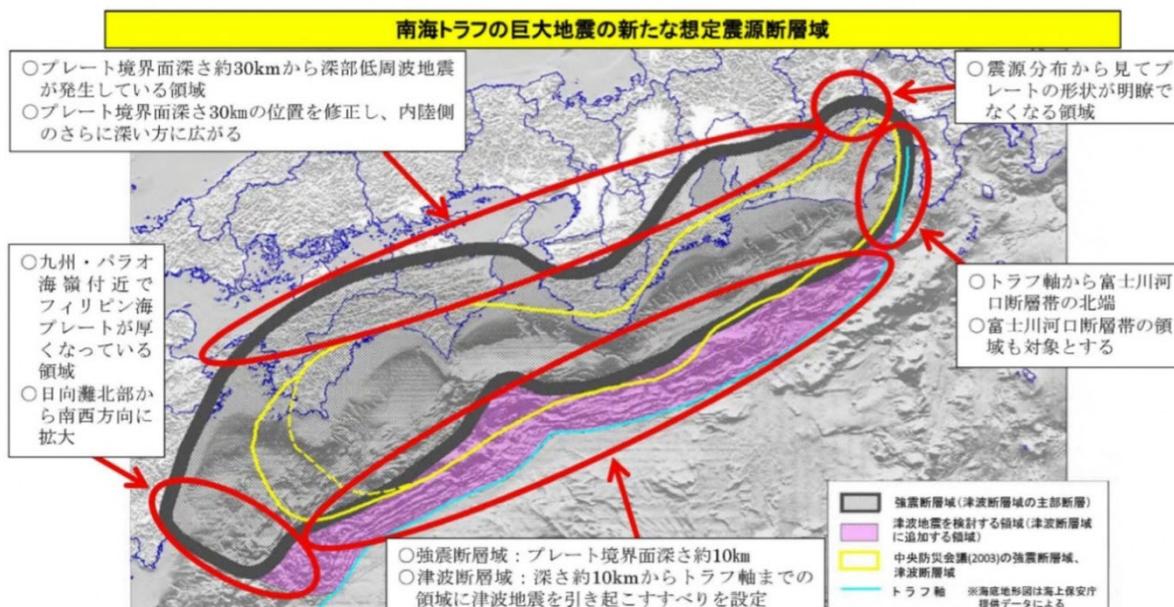


図 南海トラフ地震の想定震源域

(出典：兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定、H26.6)

(2) 震度分布

南海トラフ地震で予想される震度は全市最大で震度5強である。地域的には平野・低地部（市域面積の約1割）は震度5強、その他の山地部では震度5弱と予想される。

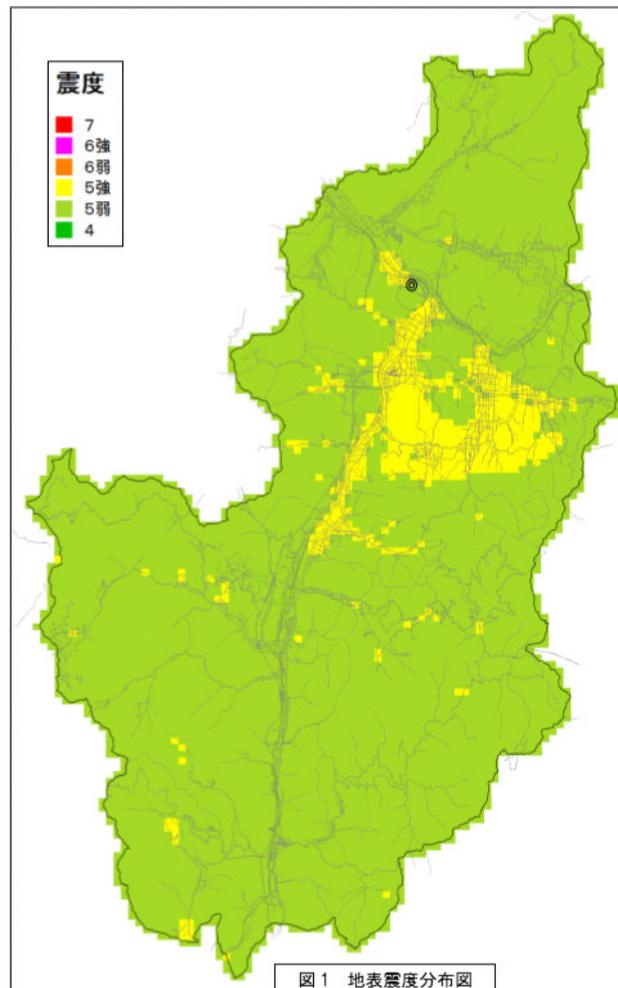


図 南海トラフ地震を想定した市内の震度分布

2 南海トラフ地震による被害の概要

南海トラフ地震で予想される被害（夏12時）は、下表のとおりである。

建物半壊棟数 ^{※1}		負傷者数 ^{※2}	避難者数	帰宅困難者数
揺れによる	液状化による			
13棟	4棟	3人	2人	1,555人

※1：全壊は無し ※2：死者、重傷者は無し

第4節 風水害等の危険性と被害の特徴

第1 台風・集中豪雨災害・雪害の履歴

1 台風・集中豪雨災害

朝来市では、過去からたびたび台風・集中豪雨・降雪による被害が発生している。

朝来市の代表的な風水害被害状況を下表に示す。代表的な風水害である昭和34年(1959)伊勢湾台風(台風第15号)、昭和40年(1965)台風第23・24号及び秋雨前線による豪雨では死者はいなかったが、平成16年(2004)台風第23号による土砂災害では死者1名、平成21年(2009)台風第9号では、避難中に死者が1名でた。

発生年月	災害気象	市域別	被害戸数		死者・負傷者		摘要
			浸水家屋	倒壊家屋	死者	重軽傷者	
S34.9.26	伊勢湾台風	生野	110	1	0	0	町広報から
		和田山	659	16	0	5	〃
		山東	808	11	0	0	〃
		朝来	557	6	0	87	〃
		計	2,134	34	0	92	
S40.9.10～ S40.9.17	台風第23・24号 秋雨前線	生野	161	3	0	0	町広報から
		和田山	1,541	10	0	0	〃
		山東	636	5	0	4	〃
		朝来					不明
		計	2,338	18	0	4	
S51.9.8～ S51.9.13	台風第17号 秋雨前線	生野	15	0	0	0	町広報から
		和田山	135	0	0	0	〃
		山東	6	0	0	0	〃
		朝来					不明
		計	156	0	0	0	
S62.10.17	台風第19号	生野	2	0	0	0	地域防災計画から
		和田山	25	0	0	0	水害統計調査から
		山東	19	0	0	0	町広報から
		朝来	72	0	0	2	〃
		計	118	0	0	2	
H16.10.20	台風第23号	生野	1	0	0	0	旧町資料から
		和田山	88*	6**	1	1	〃
		山東	12*	2**	0	0	〃
		朝来	27*	0	0	0	〃
		計	128	8	1	1	
H21.8.9～ H21.8.10	台風第9号	生野	-	-	-	-	市広報から
		和田山	-	-	-	-	〃
		山東	-	-	-	-	〃
		朝来	273	9	1	2	〃
		計	273	9	1	2	〃
H30.7.5～ H30.7.8	平成30年7月 豪雨災害「西日本豪雨」	計	床上：4 床下：62	0	0	0	市広報から 市内約600箇所です砂崩れ等が発生

*:床上+床下 **:全壊のみ

浸水家屋数を目安に比較すると、最も被害が大きいのは昭和40年台風第23・24号及び秋雨前線による被害であり、次いで昭和34年伊勢湾台風、昭和51年台風第17号及び秋雨前線、平成21年台風第9号、平成16年台風第23号の順となる。ただし、昭和40年台風第23・24号及び秋雨前線では被害が和田山地域に集中したのに対して、昭和40年伊勢湾台風では市域に広範囲に被害が出ており、台風と集中豪雨の違いが被害状況にも出ている。被害が大きい代表的な風水害である昭和34年伊勢湾台風、昭和40

年台風第23・24号及び秋雨前線、平成16年台風第23号、平成21年台風第9号の状況は次のとおりである。

(1) 昭和34年伊勢湾台風

9月26日、紀伊半島の潮岬付近に上陸した非常に強い台風第15号は、その後北上して富山湾から三陸沖に抜ける列島縦断のコースをとり、全国で死者行方不明者5千人という大惨事を引き起こした。

兵庫県内では但馬・丹波地方を中心に台風の豪雨による被害が大きく、被災者7万5千戸、死者19人、被害総額114億円に達した。朝来市では、与布土川などの氾濫による洪水で家屋の倒壊・流出、床上浸水等の被害が広く発生し、旧和田山町・旧山東町・旧朝来町に災害救助法が適用された。

(2) 昭和40年台風第23・24号及び秋雨前線

9月10日、高知県に上陸した台風第23号は剣山地を越えて播磨灘から姫路市付近で本州に上陸。その後は県内を縦断して日本海に抜けた。また、太平洋を北上する台風第24号の影響で秋雨前線が活発化し、13日から17日にかけて県内の広い範囲で断続的な豪雨となった。

一連の風水害によって、兵庫県内では26万世帯以上が被害を受け死者39人、被害総額は500億円にのぼった。但馬地方では台風第23号により円山川が氾濫し、朝来市・養父市を中心に大きな被害を出した。さらに台風第24号による豪雨なども加わり、南但旧各町では水防用資材をすべて使い果たし、近傍からの援助資材で防災に当たることとなった。

(3) 平成16年台風第23号

台風第23号の接近により兵庫県北部、京都府北部では10月20日午後から1時間に20mm以上の強い雨が6時間にわたって降り続き、20日の雨量は各地で250mmを超える大雨となった。

朝来市では、20日早朝から降り始めた雨は正午頃から強まり、20日の雨量は生野地域223mm、和田山地域265mm、山東地域250mm、朝来地域221mmに達した。また、台風接近前の前線活動の降雨も多く、19日から21日までの3日間の総雨量は生野地域285.5mm、和田山地域331mm、山東地域300mm、朝来地域286mmを記録した。

浸水被害と豪雨に伴う土砂災害で和田山・山東地域では全壊、大規模半壊を含む住宅被害が発生し、生野地域を除く地域で浸水被害が多発した。

(4) 平成21年台風第9号

8月8日に日本の南にあった熱帯低気圧は北上しながら9日15時に台風第9号となり、その後、10日には紀伊半島の南へ進んだ後、11日には東海、関東地方の南を東に進み、日本の東海上へ進んだ。全国で死者は26名、うち20名が兵庫県であった。朝来市では9日早朝から降り始めた雨は夕刻から強まり、10日0時には1時間当たり67mm(観測場所:新井)を観測した。また、8月9日11時から10日10時までの総雨量は226mmを記録した。

この集中豪雨により、河川は急激に増水し、各地で道路や田畑の冠水や土砂の堆積、陥没、住宅の浸水などの被害をもたらした。一部の地域では、道路が土砂崩れなどで道路が寸断され80世帯175人が孤立状態となり、復旧までの数日間、電気や

水道、電話などのライフラインが途絶えた。

被害状況などの詳細については、「平成21年台風第9号被害状況等」にまとめた。

2 雪害

代表的な雪害は次の年に発生した。

○昭和38年1月6日～9日（昭和38年1月豪雪、38豪雪）

全国の死者228人・行方不明3人。生野地域で1～2mを記録

○昭和43年2月

○昭和51年12月

○昭和56年1～3月

○昭和59年1～2月 和田山地域の山間部で2m

和田山地域での被害：負傷者7人、住家被害66件、

非住家被害50件、農業用施設被害31件

○平成12年2月15日～18日 和田山町和田山で97cm（観測史上最深）

和田山地域での被害：全壊1戸、一部損壊125戸、床下浸水1戸

○平成17年12月～平成18年1月（平成18年豪雪）

大雪による全国の死者数が134人と戦後2番目の多さとなり、「平成18年豪雪」と命名された。

朝来市での被害：住家一部損壊6戸（和田山地域）

○平成29年1月13～16日、23～24日

寒波の影響による記録的な大雪により、大雪警報が発令。和田山町枚田の観測点において、最深積雪記録を更新（24日に57cm）。市内全域での被害は、住家被害11件、農業用施設被害146件

第2 水害特性

1 水害の種別

水害には、河川の水位の上昇や堤防の決壊で浸水被害を受ける外水氾濫と、河川に排水できずに湛水する内水氾濫とがある。

(1) 外水氾濫

外水氾濫は河川流量が疎通能力を超えることで生じ、堤防の決壊や堤防から水があふれることによることが多い。防災アセスメントマニュアル（昭和63年自治省消防庁防災課）によれば、堤防から水があふれることによる外水氾濫が生じやすい箇所としては、本支川の合流点付近、河道幅の急減部（狭さく部）、河道勾配の急減部、橋梁・堤など河道を横断する工作物の付近があげられている。

また、堤防の決壊による危険区域として、本支川の合流点付近、河道幅の急減部（狭さく部・局所的未改修部）、河道勾配の急減部、河道の付替部、堤防に接して池がある箇所、地盤沈下及び軟弱地盤地域、河床低下の著しい箇所、水門の設置箇所、河道を横断する工作物の付近があげられている。

(2) 内水氾濫

内水氾濫とは、堤防の決壊や堤防から水があふれることがなくても、その地区に降った雨水自体の排水が悪いために湛水して被害をもたらす現象で、長い区間で河川勾配が小さい河口区域や平坦な平野で発生する。防災アセスメントマニュアルによれば、浸水を受けやすい地形として、低地の微高地、凹地・浅い谷、低地の一般面、頻水地形、人工地形などがあげられている（下表参照）。

■浸水（内水氾濫）を受けやすい地形

風水害時に河川氾濫や内水氾濫による浸水被害を受けやすい地形としては、土地条件図による地形区分では、次のようなものがある。

- 1 低地の微高地
 - (1) 扇状地
 - (2) 緩扇状地
 - (3) 自然堤防
- 2 凹地・浅い谷
- 3 低地の一般面
 - (1) 谷底平野・氾濫平野
 - (2) 海岸平野・三角州
 - (3) 後背低地
 - (4) 旧河道
- 4 頻水地形
- 5 人工地形
 - (1) 干拓地
 - (2) 凹陷地
 人工地形は、その地盤高によりその浸水の受けやすさが異なる。

（出典 「防災アセスメントマニュアル」昭和63年自治省消防庁防災課）

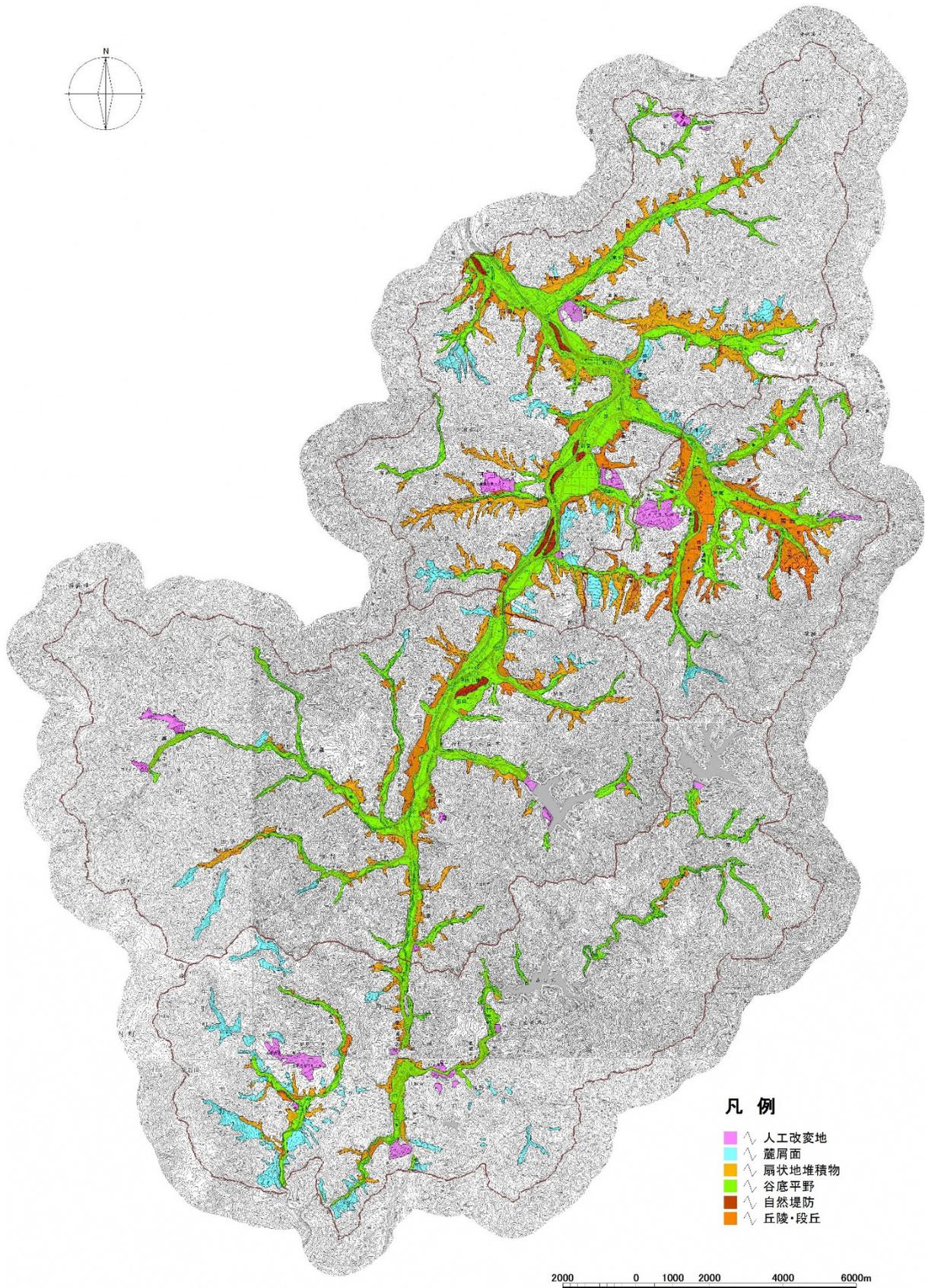
2 水害危険性

朝来市のような河川の中上流区域では地形・河床勾配はある程度あるため、大規模な水害は内水氾濫よりも広域的な外水氾濫として生じる可能性が高い。

水害のうち大規模災害となりやすい外水氾濫（河川氾濫）の危険性について、地形・地質分類図の種別により、地盤の相対的な高さ（高燥性←→低湿性）から次のように評価される。

地形・地質分類図の種別	評価	備考
（三角州・後背湿地）	危険度大	該当区域なし
谷底平野、自然堤防	〃 中	
扇状地	〃 小	
段丘、人工改変地※、麓層面、山地斜面	危険度なし又はごく小さい	

※朝来市の人工改変地は水域の埋立地ではなく山地域の盛土・平坦地である。



地形分類図

3 浸水想定区域

兵庫県では水防法及び総合治水条例の規定により、公表される洪水浸水想定区域図を「浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)(国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 平成27年7月)」(以降、「マニュアル」と略す)にもとづいて作成している。この洪水浸水想定区域図は、対象河川における浸水シミュレーションを行い、大雨による増水で堤防の決壊もしくは堤防から水があふれる等が起こった場合(外水氾濫)の浸水深とその範囲を想定したものである。朝来市域の河川では令和元年11月末現在、28河川(円山川水系:円山川、与布土川、粟鹿川、柴川、三保川、西谷川、伊由谷川、糸井川、神子畑川、石和川、内海川、和田山川、東河川、玉置川、坂根川、磯部川、迫間川、黒川、安井川、大路川、多々良木川、見才谷川、倉谷川、能見谷川、八代川、佐中川、田路川、市川水系:市川、栃原川、倉谷川、白口川)で洪水浸水想定区域図が作成されている。

<朝来市に係る洪水浸水想定区域図の基本事項等>

・想定する降雨 円山川水系:<計画規模>

2日間の総雨量327mm(概ね100年に1回程度起こる大雨)

<想定最大規模>

2日間の総雨量505mm(概ね1000年に1回程度起こる大雨)

市川水系:<計画規模>

市川:1日間の総雨量247mm(概ね100年に1回程度起こる大雨)

栃原川:1日間の総雨量50mm(概ね10年に1回程度起こる大雨)

倉谷川:1日間の総雨量63mm(概ね10年に1回程度起こる大雨)

白口川:1日間の総雨量69mm(概ね10年に1回程度起こる大雨)

<想定最大規模>

1日間の総雨量617mm(概ね1000年に1回程度起こる大雨)

・対象河川 円山川水系

円山川 : 朝来市生野町円山から市境まで

与布土川 : 朝来市山東町与布土から円山川まで

粟鹿川 : 朝来市山東町粟鹿から与布土川まで

柴川 : 朝来市山東町柴から粟鹿川まで

三保川 : 朝来市山東町三保から粟鹿川まで

西谷川 : 朝来市山東町粟鹿から粟鹿川まで

伊由谷川 : 朝来市川上から円山川まで

糸井川 : 朝来市和田山町竹ノ内から円山川まで

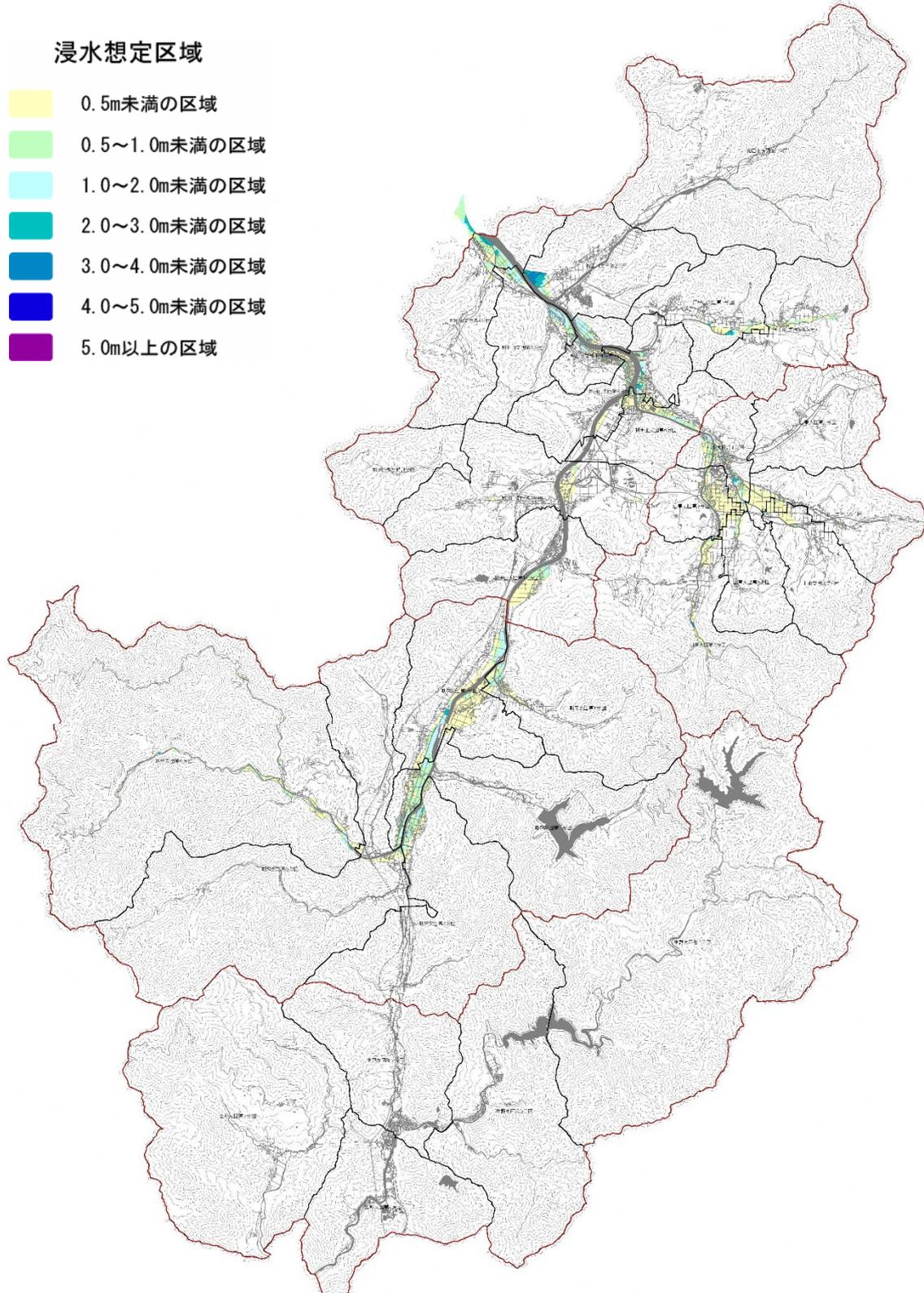
神子畑川	：朝来市佐囊から円山川まで
石和川	：朝来市和田山町岡から円山川まで
内海川	：朝来市和田山町内海から糸井川まで
和田山川	：朝来市和田山町和田山から円山川まで
東河川	：朝来市和田山町白井から円山川まで
玉置川	：朝来市和田山町玉置から円山川まで
坂根川	：朝来市山東町与布土から与布土川まで
磯部川	：朝来市山東町野間から栗鹿川まで
迫間川	：朝来市山東町迫間から与布土川まで
黒川	：朝来市和田山町筒江から円山川まで
安井川	：朝来市和田山町三波から円山川まで
大路川	：朝来市和田山町久世田から円山川まで
多々良木川	：朝来市多々良木から円山川まで
八代川	：朝来市上八代から神子畑川まで
佐中川	：朝来市佐囊から神子畑川まで
田路川	：朝来市田路から円山川まで
見才谷川	：朝来市多々良木（宇財）から多々良木川まで
倉谷川	：朝来市多々良木（宇倉谷）から多々良木川まで
能見谷川	：朝来市多々良木（宇能見）から倉谷川まで

市川水系

市川	：朝来市生野町黒川から市境まで
栃原川	：朝来市生野町栃原から市川まで
倉谷川	：朝来市生野町栃原から栃原川まで
白口川	：朝来市生野町猪野々から市川まで

- ・作成主体 円山川水系：兵庫県但馬県民局 養父土木事務所
市川水系：兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所

堤防より居住地側の排水不良による浸水（内水氾濫）や支川等の氾濫は計算に考慮されていない。また、想定を超える大雨では異なる結果となるおそれがある。豪雨の際にこの洪水浸水予想区域図に示している範囲以外で浸水が発生したり、浸水深が想定と異なる場合があることを念頭におく必要がある。



浸水想定区域図

第3 その他の災害による被害と防災上留意要素項目

朝来市では風水害、雪害以外では特筆すべき大規模事故災害の履歴はない。ここでは参考として、兵庫県内の大規模災害についてまとめた。

1 鉄道事故

(1) 列車転落事故

- ・発生年月日 昭和 61 年 12 月 28 日 13 時 25 分頃
- ・発生場所 兵庫県美方郡香美町香住区 国鉄（当時）JR 山陰本線餘部鉄橋
- ・人的被害 死者 6 人、負傷者 6 人
- ・概要 香住駅から浜坂駅に回送中の列車が、強風下の餘部鉄橋から餘部集落内に転落したものである。

(2) 列車脱線転覆事故

- ・発生年月日 平成 17 年 4 月 25 日 9 時 18 分頃
- ・発生場所 兵庫県尼崎市 JR 福知山線尼崎～塚口間
- ・人的被害 死者 106 人、負傷者 500 人以上
- ・概要 JR 福知山線塚口駅から尼崎駅に向う快速電車が速度超過のためカーブを曲がり切れず脱線転覆し沿線のマンションに衝突大破、多数の死傷者を出した。

2 航空機災害（墜落事故）

- ・発生年月日 平成 3 年 8 月 5 日 17 時頃
- ・発生場所 兵庫県美方郡香美町村岡区
- ・人的被害 死者 8 人
- ・概要 美方郡新温泉町井土の場外離着陸場から神戸市のヘリポートに向けて飛行中の阪急航空ヘリコプター機が、村岡区大峰山山頂付近の斜面に衝突、炎上し搭乗者全員が死亡した。

3 雑踏事故

- ・発生年月日 平成 13 年 7 月 21 日 20 時 35 分頃
- ・発生場所 兵庫県明石市大蔵海岸付近 国道 2 号上の陸橋
- ・人的被害 死者 11 人、負傷者 222 人
- ・概要 明石市大蔵海岸で開催されていた花火大会終了後、会場へ向う人波と帰宅する人波とが陸橋（幅 6m、長さ 109.7m）上でぶつかり、転倒将棋倒し事故となったものである。

第4 災害危険箇所

1 重要水防箇所・警戒ため池

重要水防箇所として、円山川に要注意箇所が3箇所存在する。

2 土砂災害危険箇所、山地災害危険地区

市内には、砂防事業や治山事業の基礎調査の結果、がけ崩れ、地すべり、土石流等が予想される区域に人家等が存在する場所が多数存在する。

3 雪崩危険箇所

市内には、雪崩防止事業の基礎調査の結果、雪崩が予想される区域に人家等が存在する場所が多数存在する。

■災害危険箇所の箇所数

区分	市域別	生野	和田山	山東	朝来	合計
重要水防箇所(県)		0	3	0	0	3
要監視ため池(県)		0	7	1	1	9
土石流危険渓流等		69	118	41	116	344
地すべり危険箇所		1	2	3	0	6
急傾斜地崩壊危険箇所等		70	130	63	167	430
山腹崩壊危険地区 (農政環境部調査分)		23	28	27	30	108
崩壊土砂流出危険地区 (農林水産部調査分)		25	45	29	109	208
地すべり危険地区 (農政環境部調査分)		1	1	0	1	3
雪崩危険箇所 (県土整備部調査分)		53	71	36	92	252
雪崩危険箇所 (農政環境部調査部)		0	0	0	7	7

※雪崩危険箇所は、県土整備部と農政環境部で位置が重複している。

■土砂災害危険箇所・山地災害危険地区・雪崩危険箇所の定義

土砂災害の種類	定義
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域(※) ■急傾斜地の崩壊 ①傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ②急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ③急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域 ■土石流 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
土石流危険溪流	溪流の勾配が3度以上あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある場所(※)
地すべり危険箇所	地すべりが発生している又は地すべりが発生するおそれがある箇所のうち、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与えるおそれのある場所(※)
急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある場所(※)
山腹崩壊危険地区	地形(傾斜、土層厚等)、地質、林況からみて山腹崩壊により人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある場所
崩壊土砂流出危険地区	地形(傾斜、土層厚、溪床勾配等)、地質、林況からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある場所
雪崩危険箇所	傾斜度15度以上、高さ10m以上で雪崩による被害想定区域内に人家や公共施設がある場所(※)

※人家や公共施設に被害を与えるおそれのある箇所及び人家や公共施設がない箇所でも、今後宅地開発等により人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む。

資料

- 2-1 重要水防箇所一覧
- 2-3 土砂災害警戒区域一覧
- 2-4 土石流危険溪流等箇所一覧
- 2-5 地すべり危険箇所等一覧
- 2-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- 2-7 山腹崩壊危険地区一覧
- 2-8 崩壊土砂流出危険地区一覧
- 2-9 災害危険区域指定一覧
- 2-10 雪崩危険箇所一覧

第5 平成16年台風第23号による被害の概要

<災害の教訓と課題>

1 降雨の状況

兵庫県北部、京都府北部では10月20日午後から1時間に20mm以上の強い雨が6時間にわたって降り続き、20日の降雨は各地で250mmを超える大雨となった。

朝来市では、20日早朝から降り始めた雨は正午ごろから強まり、20日の雨量は生野地域223mm、和田山地域265mm、山東地域250mm、朝来地域221mmに達した。

また、台風接近前の前線活動の降雨も多く、19日から21日までの3日間の総雨量は生野地域285.5mm、和田山地域331mm、山東地域300mm、朝来地域286mmに達した。

単位：mm

市域別 観測所名	生野	和田山					山東	朝来		
	アメダス 生野	アメダス 和田山	和田山 (国)	糸井 (県)	和田山 (県)	大路ダム (県)	大月 (県)	奥田路 (県)	新井 (国)	朝来 (県)
総雨量	285.5	293.5	272	331	266	264	300	286	248	277
24時間雨量 (10月19日)	54.5	51.5	49	48	49	0	50	56	52	53
24時間雨量 (10月20日)	223	225	210	265	203	248	250	221	190	221
最大時間雨量	29	29	24	36	23	33	38	28	26	30
(観測時刻20日)	15:00 16:00	15:00	15:00 18:00	16:00	18:00	16:00	15:00	16:00	16:00	16:00
最大3時間雨量	83	79	70	100	67	95	105	77	72	82
(観測時刻20日)	16:00 17:00	16:00	17:00 18:00	18:00	18:00	16:00	16:00	16:00	16:00	17:00
連続雨量	221	242	222	281	213	263	247	229	188	221
(観測時刻)	20日 22:00	21日 04:00	21日 04:00	21日 05:00	21日 04:00	21日 04:00	20日 22:00	21日 05:00	20日 22:00	21日 04:00

2 河川の状況

兵庫県では、県北部を流れる円山川や出石川で、降った雨が次々と川に流れたため、急激に水位が上昇し、豊岡市では堤防が決壊して甚大な被害を被った。

朝来市では、朝6時頃から雨が降り始め、雨脚が強まるとともに河川水位も上昇し始めた。円山川の水位は、玉置観測所では20日8時円山川水位73cmが降雨開始とともに上昇し、20日16時にはらん注意水位(警戒水位)3.1mを超え、20日18時から20日19時にかけて3.89mの最高水位を記録した。その後、雨が治まるにつれて水位は低下に向かい、20日22時には2.88mとはらん注意水位(警戒水位)を下回った。

多々良木観測所の円山川水位は、20日8時に0.44mであったが、20日14時にはらん注意水位(警戒水位)である2.0mを超え、20日17時には3.29mの最高水位を記録した。その後降雨が治まるにつれて水位は低下に向かい、21日1時には1.94mとは

んらん注意水位（警戒水位）を下回った。

朝来市域では、円山川の大きな氾濫はなかったものの、和田山地域で堤防の上端付近まで水位が上がり、国道9号や県道物部養父線（右岸道路）の一部区間が内水氾濫により一時浸水する事態となった。また、支川の溪流からは多量の出水とともに土砂が流出し、家屋、農地、道路、河川などに被害をもたらした。

3 被害の状況

台風第23号は、高波、大雨、土砂崩れ、洪水など広い範囲に多大な被害をもたらした。全国的な人的被害は、死者95人、行方不明者3人、負傷者552人であった。住家被害は、全壊893棟、半壊7,764棟、一部損壊1万841棟であった。

兵庫県内の被害は、死者26人、負傷者135人、全壊783棟、大規模半壊1,547棟、半壊5,595棟、床上浸水1,745棟、床下浸水9,058棟であった（平成17年12月1日現在）。

但馬地方の被害は、特に豊岡市で大きかったが、朝来市でも死者を含む人的被害があった。朝来市での被害は、死者1名、負傷者1名、全壊8棟、大規模半壊1棟、半壊5棟、一部損壊137棟、床上浸水14棟、床下浸水113棟であった。死者は、和田山町寺谷区の土砂崩れによるクラッシュシンドロームによる。

住家被害は、主に和田山町竹ノ内・内海・土田区と山東町山歳区などで大きく、和田山町林垣、高生田、桑原、竹田、山東町柗木、多々良木、新井2区、立野区などに多かった。

道路被害も甚大であり、通行止め、道路規制を伴う被害として、兵庫県内で369箇所が報告されている（平成17年10月22日現在、県防災課資料）。被害の種類は、道路の浸水、崩土、路肩崩壊、倒木等多岐にわたっている。

同資料によれば朝来市域の道路被害箇所数は、次のとおりである。

- ・生野地域2箇所
- ・和田山地域7箇所
- ・山東地域3箇所
- ・朝来地域3箇所
- ・播但連絡道路1区間

河川被害は、和田山・朝来地域など市内各所で水路、溪流の水があふれるなどが多数あった。円山川も朝来市内水位観測所が2箇所ともはんらん注意水位（警戒水位）を越え、和田山地域で堤防の上端近くまで水位が上昇したが、幸い堤防の決壊や堤防から水があふれる等の被害はなかった。

【和田山町竹ノ内区の被害】

竹ノ内区では20時から22時にかけて奥地区、西垣地区の計2箇所で斜面が崩壊した。奥地区では20日20時09分に裏手の斜面が高さ30m、幅50mにわたって崩壊し、西垣地区では20日22時頃斜面が崩壊した。これらの土砂災害によって全壊5棟、大規模半壊1棟、半壊2棟の被害が発生した。この崩壊箇所は急傾斜地法やその他の法律の適用区域ではなかった。また、水防活動中の消防団員1名が負傷（軽傷）した。

【身体障害者療護施設『真生園』の被害】

和田山町竹田の真生園では、土石流により施設に大きな被害を受けた。14時40分頃、新館渡り廊下に土石流が流入し始めているのを職員が発見、さらに本館渡り廊下や山側一番端の居室に大量の土石流が流入しているのを発見した。直ちに職員の誘導により本館南寮の利用者49名は本館ホールに一時避難した後、北寮利用者ととともに北側に隣接するデイサービスセンターさくらの苑に避難した。さくらの苑への避難直後に、本館を土石流が直撃し、本館南側の居室、廊下、ベランダなどを1mから1.5mの土砂で埋め尽くした。

14時50分に真生園から旧和田山町役場、朝来消防本部に応援要請があり、15時30分頃、職員が現場に到着した。さくらの苑にも土砂が流入し危険なため、消防本部の指示で隣接する特別養護老人ホーム平生園と2km離れた竹田会館の2箇所に、救急車、施設リフト車、町有車両などで利用者を移送した。施設利用者、職員に死傷者はなく、18時頃、全員無事に避難を完了した。

11月2日には、若干の在宅者を除き避難者が全員真生園に戻った。

【風倒木の被害】

山間部のスギやヒノキ等が強風等により倒木する、いわゆる「風倒木」被害が、地域の広範囲で発生した。特に、奥田路、中田路、山内、生野町黒川区で被害が大きかった。

第6 平成21年台風第9号による被害の概要

1 降雨の状況

8月8日に日本の南にあった熱帯低気圧は北上しながら9日15時に台風第9号となり、その後、10日には紀伊半島の南へ進んだ後、11日には東海、関東地方の南を東に進み、日本の東海上へ進んだ。

朝来市では9日早朝から降り始めた雨は夕刻から強まり、10日0時には1時間当たり67mm（観測場所：新井）を観測した。また、8月9日11時から10日10時までの総雨量は226mmを記録した。

2 被害の状況

集中豪雨により、河川は急激に増水し、各地で道路や田畑の冠水や土砂の堆積、陥没、住宅の浸水などの被害をもたらした。

兵庫県内の被害は、死者20人、行方不明2人、負傷者7人、全壊166棟、大規模半壊305棟、半壊638棟、床上浸水334棟、床下浸水1,494棟であった（平成22年1月31日現在）。

朝来市の被害は、死者1人、全壊9棟、大規模半壊10棟、半壊21棟、床上浸水61棟、床下浸水212棟であった（平成22年1月31日現在）。神子畑地区では、道路が土砂崩れなどで道路が寸断され80世帯175人が孤立状態となり、復旧までの数日間、電気や水道、電話などのライフラインが途絶えた。

第5節 近年の台風災害からみた課題

第1 平成16年台風第23号災害からみた課題

平成16年台風第23号災害に関する、市民、区長、市職員等を対象にしたアンケート結果、災害記録、他の被災自治体での事例等をふまえて、災害の教訓と課題を整理すると、次のとおりである。

- (1) 職員の研修・訓練に関すること
 - ・ 職員の危機管理研修の実施
 - ・ 指揮者となる人材育成と指揮能力の養成
 - ・ 図上訓練、実動訓練の実施
- (2) 災害対策拠点の整備・運用に関すること
 - ・ 自家発電装置の設置、浸水防止対策
 - ・ 公共施設の浸水防止対策
- (3) 情報通信機器・施設の整備・運用に関すること
 - ・ 防災行政無線の整備
 - ・ 非常通信手段の整備（消防無線、携帯電話不通エリア対策等）
 - ・ ケーブルテレビの活用の検討
 - ・ インターネットの活用の検討
 - ・ 携帯電話メール機能の活用の検討
 - ・ テレビ会議システムの運用
- (4) 防災資機材等の整備に関すること
 - ・ 防災資機材の分散備蓄
 - ・ 職員への防災用具（制服等）の支給
- (5) 指定避難所の施設充実に関すること
 - ・ 緊急物資（毛布、食料、懐中電灯等）の指定避難所への配置
 - ・ 指定避難所への通信設備（専用電話、防災行政無線、FAX等）の配備
 - ・ 自家発電装置の設置
 - ・ 指定避難所の指定の見直し
 - ・ 障害者対策（福祉避難所（場所）の設置等）
 - ・ 高齢者対策（バリアフリー化等）
- (6) 災害時要援護者支援対策の強化に関すること
 - ・ 福祉施設への受入体制の確立
 - ・ 民生委員・児童委員、区長、消防団等による早期対応（豪雨・暴風時は支援困難）
 - ・ 災害時要援護者情報の収集及び共有化
 - ・ 避難行動要支援者避難支援体制の確立（民生委員、ケアマネジャー、ヘルパーや地域住民の協力体制）
 - ・ 情報伝達体制の確立
 - ・ 搬送手段（専用車両等）の確保

- ・ 24 時間対応体制の確立
 - ・ 園児の早期引取り
 - ・ 重度障害者の早期避難支援体制の確立
- (7) 市民参加による地域防災力の向上に関すること
- ・ 住民の避難判断力の養成、判断指標・情報の提供
 - ・ 異常気象等災害知識の啓発
 - ・ 防災意識の高揚
 - ・ ハザードマップ等による危険箇所の周知
 - ・ 自主防災組織、自治会を中心とした状況把握・早期対応体制の強化
 - ・ 地区の地域防災計画（マニュアル）等の作成、見直し
 - ・ 災害対策技術の習得
- (8) ライフライン関係施設の整備に関すること
- ・ 携帯電話通信施設の非常電源・復旧体制の強化
- (9) 迅速な災害応急活動体制に関すること
- ・ 対応方針の職員への確実な伝達
 - ・ 職員の配置状況の把握及び勤務状況管理
 - ・ 重要書類等の避難
 - ・ 職員のシフト及び応援体制（職員の健康管理）
 - ・ バランスのとれた業務分担体制
 - ・ 班及び業務内容に対応した招集人数
 - ・ 指揮及び命令の一元化
 - ・ 本庁及び支所の連携・応援体制
 - ・ 勤務時間外の参集体制
 - ・ 支所長の権限確保（即時判断が必要な項目整理）
 - ・ 消防団員である職員の体制内の位置付け
- (10) 情報の収集・伝達に関すること
- ・ 情報収集及び配信専門担当の配置
 - ・ 班と本部の緊密な情報連絡、情報の一元化
 - ・ 情報の受信、伝達、指示の共通様式の使用
 - ・ 区長の協力による各地区の被害状況把握（避難対策等）
 - ・ 通報の受付、情報整理要員の確保
 - ・ 被災地の状況連絡体制の確立（住民⇔区長⇔市職員⇔災害対策本部）
 - ・ 関係機関との連携による応援の受入体制の整備
 - ・ 重要な広報活動（市民への伝達、指定避難所への掲載、広報誌の配布）
 - ・ リアルタイムの被害情報、予測の発信
 - ・ 停電時の連絡体制
- (11) 救急・救助・医療対策に関すること
- ・ 救急、救助時の職員の安全確保
 - ・ 消防団との連携による安否確認、救助依頼、周辺情報の収集
 - ・ 市域外の病院への搬送体制の確立

(12) 交通・輸送等対策に関すること

- ・ 国県道の点検、応急対策体制の確立
- ・ 警戒期の道路パトロール要員の確保
- ・ 緊急輸送対策（資材等の搬送手段の確保）
- ・ 危険箇所を示した巡回マップの作成

(13) 避難対策に関すること

- ・ 避難基準の明確化
- ・ 情報伝達時の分かりやすい表現（勧告と指示の違いの明確化）
- ・ 区長への避難勧告、指示等の連絡徹底
- ・ 指定避難所の早期開設
- ・ 避難所運営マニュアルの作成
- ・ 早めの避難勧告等
- ・ 安全な避難路の整備
- ・ 避難者の収容状況に応じた物資供給（乳幼児へのおむつ等）
- ・ 指定避難所の状況把握（必要な物資の把握）
- ・ 避難者の避難所運営協力（職員と自主防災組織、自治会の役割分担）
- ・ 市正規職員以外の配置検討

(14) 飲料水・食料等の物資に関すること

- ・ 道路浸水、施設浸水、停電等を想定した食料等物資の手配及び確保
- ・ 地区別需要の早期把握
- ・ 支所ごとの備蓄
- ・ 救援物資等の取扱要領の必要性

(15) 災害ごみ処理対策に関すること

- ・ 仮置き場の確保
- ・ ごみの分類指示・分別収集
- ・ 建設関連業界の協力体制の確立

(16) 災害ボランティアに関すること

- ・ ボランティアの受入体制の早期確立
- ・ 社会福祉協議会の対応体制の確立

第2 令和元年台風第15号からみた課題

令和元年台風第15号において課題となった長期停電及びその復旧プロセス、その他課題となった事項について、内閣府の検証チームが検証した結果、次の諸課題が挙げられている。

(1) 長期停電に関する課題

（被害状況の把握）

- ・ 被害規模に応じた巡視要員の不足
- ・ 巡視と故障箇所の同時調査による状況把握の遅れ
- ・ ドローン操作要員の不足

- ・東京電力の現行システムでは低圧線・引込線の損傷による停電（いわゆる「隠れ停電」）が把握できず
- ・初動期における停電への問い合わせ対応要員の不足

(復旧作業、復旧プロセス、情報提供)

- ・復旧作業に時間を要し、通電に遅れ
- ・東京電力と関係機関（通信事業者、自衛隊、他電力会社等）間の連携が不十分
- ・復旧見通しの発表が遅く何度も変更
- ・初動期において、電源車の運用を担う技術者不足等により、電源車の派遣
- ・オペレーションが非効率

(送配電網のハード対策)

- ・地域の実情に応じた鉄塔の技術基準の整備や、電柱・配電線への倒木対策が不十分

(非常用電源の導入等)

- ・病院や官公庁舎など継続的な電力供給が必要な重要施設における非常用電源の確保が不十分
- ・山間部など復旧難航地域の停電が長期化

(2) 通信障害に関する課題

(通信障害の状況把握と情報提供)

- ・携帯電話の通信障害状況をエリアマップで公表しているが、定量的な影響が不明、HPのみでの公表のため障害地域では利用者が閲覧できず
- ・倒木等による通信線の被災箇所等について関係機関への情報共有が不十分
- ・固定電話利用者の通信障害に対する全体把握が困難

(復旧作業、復旧プロセス、情報提供)

- ・携帯電話・固定電話の復旧見込みが非公表
- ・復旧に関する関係機関との情報共有、対応調整が不十分
- ・県・市町村間の非常時の通信手段が一部活用されず

(非常用電源の長時間化等)

- ・長期間の停電のため重要な通信施設の非常用電源が持続せず

(3) 初動対応等に関する課題

(災害に慣れていない自治体への支援の充実)

- ・国から被災自治体への職員派遣について、そのタイミング、派遣先、位置づけ等の再整理
- ・現場の災害対応における、国、地方自治体、事業者等関係者の調整のあり方
- ・大規模な災害発生時における、地方自治体の首長や危機管理・防災責任者のリーダーシップのあり方

- ・迅速な災害対応のための体制の確立

(地方自治体における災害対応職員の不足等)

- ・地方自治体の災害対応にあたる技術職員や災害対応をマネジメントする知見を有する職員の不足等

(平時からの備え)

- ・大規模災害発生時に地域社会の迅速な復旧を図るための連携体制のあり方

(備蓄の促進と情報共有、物資支援の充実)

- ・備蓄物資の状況、物資の運搬状況等の情報に関する行政機関間での共有のあり方
- ・国のプッシュ型支援の物資内容の周知不足

(4) その他の課題

(公共交通機関)

- ・計画運休について、運転再開時に多くの利用者が駅に集中し、駅での入場規制等の混乱が発生
- ・空港アクセスに支障が発生する一方、滑走路が正常に運用できたことから、空港の滞留者が増加、空港利用者に対する情報提供も不十分

(ブルーシート)

- ・ブルーシートを設置できる地域の事業者が不足
- ・台風第15号においては、以下対応がなされたが、被災家屋へのブルーシート設置に時間を要した
 - 消防機関、建設業界、NPO 団体、自衛隊等の設置支援
 - 千葉県による事業者とのマッチング
 - 施工方法等を紹介する講習会の開催

第3 その他の近年の風水害からみた課題

その他、近年発生した風水害による教訓と課題を整理すると、次のとおりである。

<p>広島土砂災害 (平成 26 年 8 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域指定の遅れ 土砂災害の危険がある場所に住んでいることを知らなかった住民が多くいた。 ・避難勧告等の発令の遅れ 避難勧告等の遅れなど、行政の情報発信の課題が指摘された。 (防災サイレンは鳴らさなかった。(誰が鳴らす判断をするかが明確になっていなかったため。また、防災行政無線の屋外スピーカーがなかった地区もあった。))
<p>関東・東北豪雨 (平成 27 年 9 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自助・共助の備えが十分ではなかった。 ・避難勧告等の発令タイミングや区域、要配慮者利用施設の避難確保計画を事前に定めていなかった。 ・避難行動を促すために細やかに状況を伝達する等、情報提供に工夫の余地がある。 ・発災時の混乱の未然防止や、生活再建のための手続き早期化のための準備・体制が十分でなかった。 ・避難所をはじめ被災後の生活環境が確保されていなかった。 ・ボランティアと行政とが連携する仕組みはさらに発展させる余地がある。
<p>平成 30 年 7 月豪雨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が災害リスクについて正しく理解していなかった(浸水想定区域と浸水範囲はほぼ一致)。 ・災害リスクを理解していないことにより、避難行動をとっていない可能性がある。 ・土砂災害による死者のうち、約9割が土砂災害警戒区域内等で発生 ・ため池下流における災害リスクの周知不足 ・提供される防災気象情報や避難情報等が住民に理解されていない。 ・小河川について、水位計やカメラ等の河川の状況を把握する手段が十分でない。 ・避難勧告等の発令基準の策定が進んでいない。 ・ダムの異常洪水時防災操作に当たって、ダム管理者から発出する放流通知などの情報が、市町村の避難情報に直接的に結びつかない場合があった。 ・夜間や降雨中に避難行動をとることへの負担感があった可能性がある。 ・大雨の中では屋外スピーカーを用いた防災行政無線等からの音声は聞き取りづらい場合がある。 ・地域において住民同士で声を掛け合うことで、確実な避難につながり、被害を軽減した。

平成 30 年台風 21 号	<ul style="list-style-type: none">・電柱の倒壊等による停電の発生、道路閉塞の発生・高潮による浸水被害の発生・空港全体の維持・復旧を目的とした空港 BCP（事業継続計画）の再構築や浸水対策等、主要空港の機能確保等に向けた取組を推進
----------------	---

第4 その他の近年の地震災害からみた課題

その他、近年発生した地震災害による教訓と課題を整理すると、次のとおりである。

熊本地震 (平成 28 年 4 月)	<ul style="list-style-type: none">・庁舎の耐震化の遅れ（地震により庁舎が使用不能となった）・非構造部材の耐震化 天井の落下により、使用不能となる施設があった。・支援受け入れ体制の整備 職員数の少ない市町村では、周辺の自治体や被災経験のある自治体からの支援を受け入れるための体制や、ネットワークづくりが必要である。・り災証明発行の遅れ・避難所生活の長期化 避難所生活の長期化に伴い、生活環境の確保や要配慮者への対応が必要となった。
大阪北部地震 (平成 30 年 6 月)	<ul style="list-style-type: none">・ブロック塀の倒壊、家具の転倒による死者の発生・公共交通機関の運行停止による多数の帰宅困難者の発生・高速道路通行止めによる一般道での渋滞発生・外国人観光客への情報提供・独居世帯の安否確認方策の検討
北海道胆振東部地震 (平成 30 年 9 月)	<ul style="list-style-type: none">・谷埋め盛土における液状化の発生・大規模停電による混乱の発生

第6節 社会的条件

第1 人口等

令和3年1月末現在、朝来市の総人口29,705人、男14,241人、女15,464人、世帯数12,291世帯、人口密度73.7人/km²である。世帯平均人数は2.4人である。

平成27年10月1日実施の国勢調査によると、市人口は30,805人となっており、このうちの半数が和田山地域に居住している。

市人口は、昭和60年から平成27年の30年間で約2割減少しており、地域別に見ると、山間部に位置する生野地域において、特に人口減少が顕著となっている。

また、全市的に高齢化が進行しており、特に朝来地域、生野地域において高齢化率(65歳以上高齢者の割合)が高くなっている。

■ 国勢調査人口・世帯数

平成27年				平成22年			平成22～27年の人口増減(人)
男(人)	女(人)	人口総数(人)	世帯数(世帯)	世帯人員(人/世帯)	人口(人)	世帯数(世帯)	
14,810	15,995	30,805	11,500	2.8	32,814	11,655	-155

■ 国勢調査地域別人口の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	構成比	H27/S60
朝来市	37,149	36,625	36,766	36,069	34,791	32,814	30,805	100.0%	0.83
生野地域	5,866	5,699	5,582	5,077	4,716	4,221	3,759	12.2%	0.64
和田山地域	16,782	16,848	16,764	17,051	16,792	16,200	15,490	50.2%	0.92
山東地域	6,737	6,466	6,551	6,392	6,203	5,932	5,549	18.0%	0.82
朝来地域	7,764	7,612	7,869	7,549	7,080	6,461	6,007	19.5%	0.77

■ 国勢調査地域別老年人口(65歳以上)の推移

	単位	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
朝来市	人	6,460	7,212	8,475	9,456	9,738	9,948	10,225
	%	17.4	19.7	23.1	26.2	28.0	30.3	33.3
生野地域	人	1,077	1,134	1,346	1,438	1,454	1,422	1,425
	%	18.4	19.9	24.1	28.3	30.8	33.7	37.9
和田山地域	人	2,703	3,049	3,576	3,980	4,137	4,300	4,513
	%	16.1	18.1	21.3	23.3	24.6	26.5	29.3
山東地域	人	1,185	1,354	1,629	1,767	1,839	1,886	1,920
	%	17.6	20.9	24.9	27.6	29.6	31.8	34.6
朝来地域	人	1,495	1,675	1,924	2,271	2,308	2,340	2,367
	%	19.3	22	24.5	30.1	32.6	36.2	39.5

第2 産業

平成17年4月1日に生野町・和田山町・山東町・朝来町が合併し発足した朝来市は、各町がそれぞれ独自の立地、産業を背景にした特徴のある歴史を有している。生野町、朝来町はともに鉱業という共通の産業のもとに、和田山町は但馬地域の交通の要衝として、山東町は養蚕、製糸業を中心にそれぞれ発達してきた。

かつて代表的な産業であった鉱業は昭和48年に生野鉱山が、昭和62年に明延鉱山が閉山となり現在はない。

特産品としては、和田山地域の金属バネ、朝来地域の岩津ねぎ、山東地域の醸造などがある。また、和田山地域では「天空の城」として親しまれている竹田城址、生野・朝来地域では平成29年4月に日本遺産の認定を受けた生野銀山、神子畑選鉱所跡等の近代化産業遺産を核とした「銀の馬車道」、「鉱石の道」を生かした観光振興を進めている。

朝来市における就業者数(平成27年国勢調査)は、第1次産業5.8%、第2次産業29.1%、第3次産業64.4%となっている。また、農家数のほとんどが兼業農家である。

第3 交通

朝来市の道路網は、東西の幹線として京都府、鳥取県方面に向う国道9号と南北の幹線で但馬と播磨を結ぶ国道312号を軸に道路網が形成されている。

国道312号と平行して播但連絡道路が走り、市内には生野ランプ、生野北第1・第2ランプ、朝来IC、和田山ICの4つの出入り口がある。また、北近畿豊岡自動車道が舞鶴若狭自動車道(近畿自動車道敦賀線)春日ICから北進し、和田山JCTで播但連絡道と連結、現在、豊岡市(但馬空港IC)まで延伸している。

朝来市内を通る鉄道路線はJR山陰本線、JR播但線の2路線がある。

第4 土地利用

朝来市は内陸の中山間地域であり、円山川、与布土川に沿う谷底平野が平坦地を形成するほかは山地が大部分を占めている。市域の土地利用状況は次のとおりである。

【面積】	総土地面積	40,306 ha
	可住地面積	6,467 ha
	都市計画区域面積	4,937 ha
	市街化区域面積	- ha
	農用地面積	2,089 ha
	森林面積	33,801 ha

全面積に対する可住地面積率は16.0%で、可住地の中で91.0%が水田である。非可住地はほぼ林地である。

第3章 防災ビジョンと基本目標

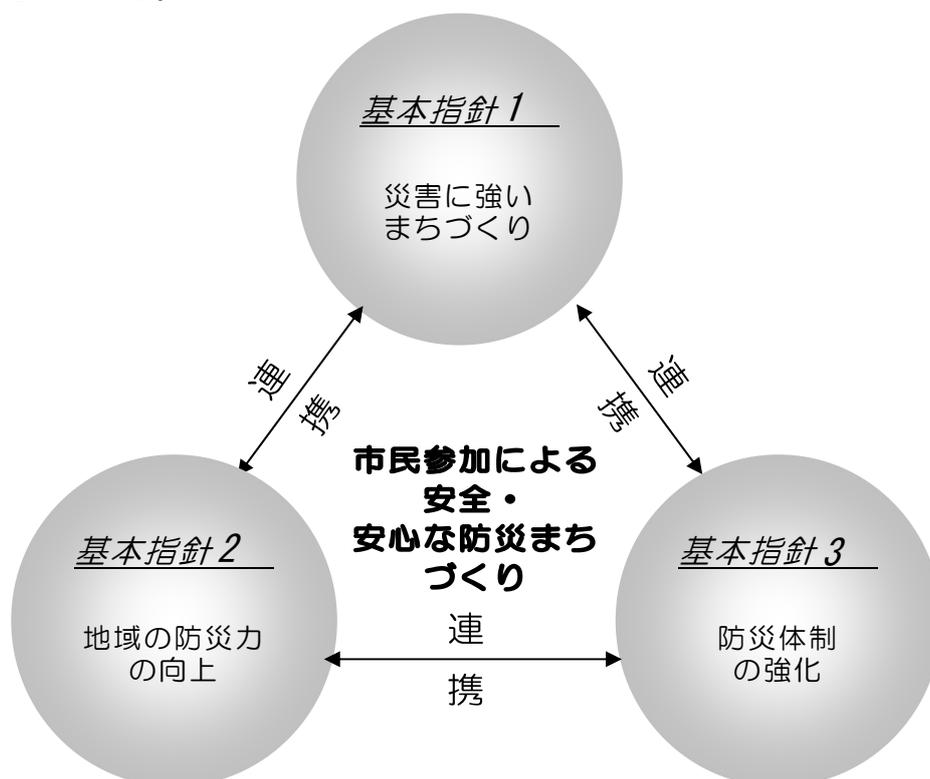
地域防災計画の策定に当たっては、近年の都市化・市街地化、少子高齢化、情報化、市町村合併等の社会構造の変化に留意し、阪神・淡路大震災（平成7年）、平成16年台風第23号災害（平成16年）、平成21年台風第9号災害（平成21年）、東日本大震災（平成23年）、紀伊半島大水害（平成23年）などの大規模災害をはじめ、これまでに朝来市が経験した災害の教訓を踏まえて、防災ビジョンを設定する。

第1 防災ビジョン

災害から市民の生命・身体・財産を守り、市民が安全に安心して日常生活を送れる環境整備が重要であり、また災害が発生した場合でも、早期にまちの機能が復旧でき、一日も早く市民が通常の生活に戻れるよう、その環境整備に努めることが市の普遍的な役割であるとの認識のもとに、朝来市では『市民参加による安全・安心な防災まちづくり』を防災ビジョンとして掲げる。

朝来市は平成17年4月1日の合併に伴い、これまでの災害時の体制に対して、より広域的な対応を迅速に実施することが求められることとなり、支所の災害対策機能の強化や、市民による自助・共助、あるいは、近隣市町等との連携もこれまで以上に強く求められることとなった。

こうした観点を踏まえ、朝来市地域防災計画は、「1 災害に強いまちづくり」、「2 地域の防災力の向上」、「3 防災体制の強化」を基本指針とし、それぞれが相互に連携し合うことによって『市民参加による安全・安心な防災まちづくり』を実現しようとするものである。



第2 基本目標

防災ビジョンは、防災まちづくりの理念ともいえるものであるため、社会経済情勢や市の防災まちづくりの環境整備の状況などを勘案しつつ、中長期を見据えた具体的な基本目標を設定する。この基本目標を実現するための手引書として、朝来市地域防災計画を策定する。

<基本目標>

1 災害に強いまちづくり

- (1) 災害の発生要因を軽減するまちづくり
- (2) 防災に配慮した市街地・居住地空間の整備・強化
- (3) 都市基盤施設及び設備の整備・強化

2 地域の防災力の向上

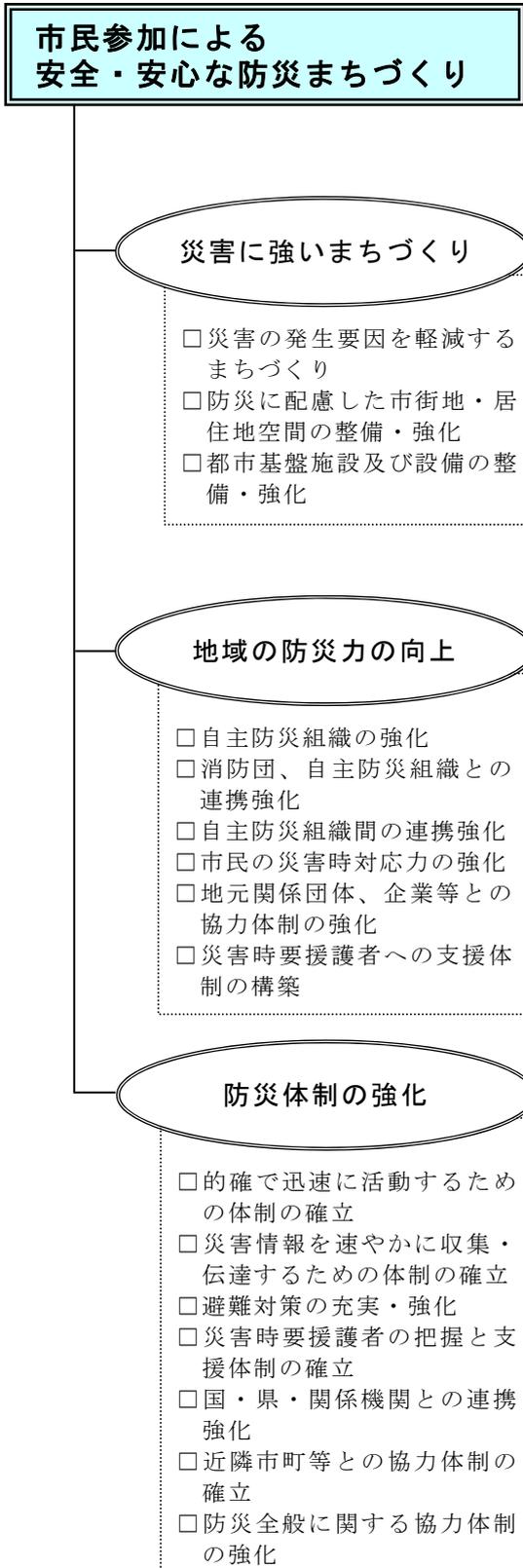
- (1) 自主防災組織の強化
- (2) 消防団、自主防災組織との連携強化
- (3) 自主防災組織間の連携強化
- (4) 市民の災害時対応力の強化
- (5) 地元関係団体、企業等との協力体制の強化
- (6) 災害時要援護者への支援体制の構築

3 防災体制の強化

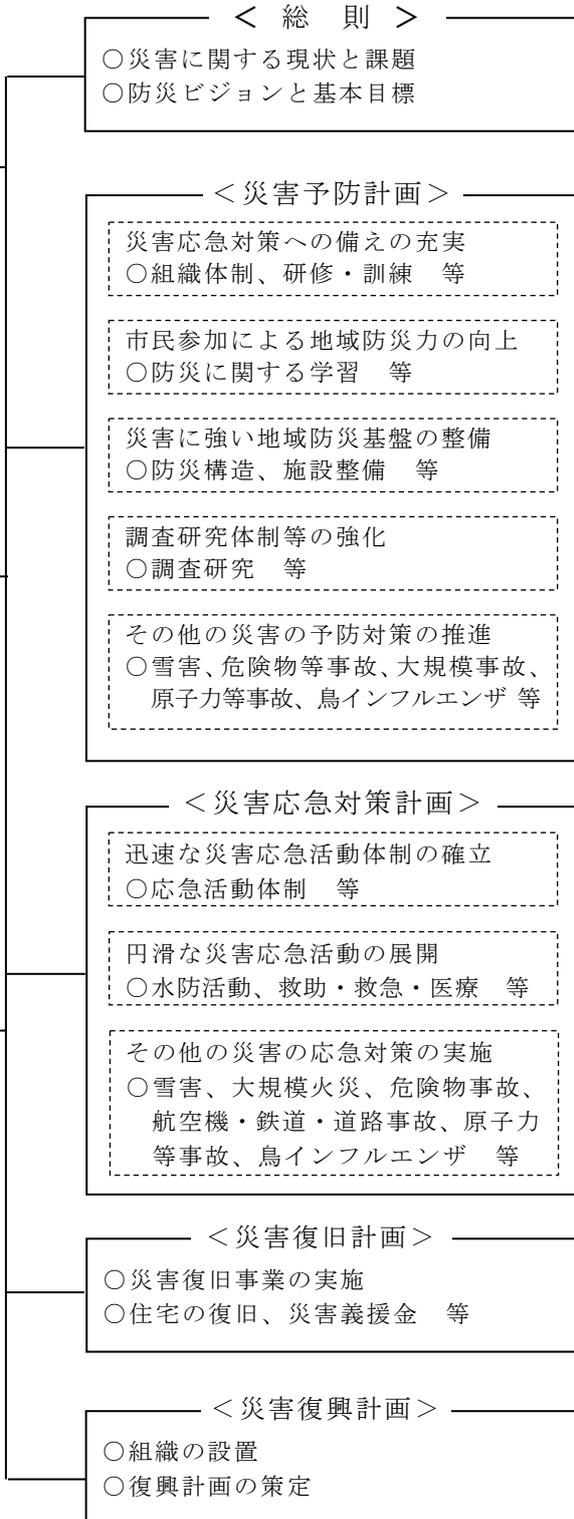
- (1) 的確で迅速に活動するための体制の確立
- (2) 災害情報を速やかに収集・伝達するための体制の確立
- (3) 避難対策の充実・強化
- (4) 災害時要援護者の把握と支援体制の確立
- (5) 国・県・関係機関との連携強化
- (6) 近隣市町等との協力体制の確立
- (7) 防災全般に関する協力体制の強化

朝来市の防災ビジョンを理念として、中長期を見据えた具体的な基本目標の達成に向けて、朝来市地域防災計画に掲げた施策を展開していく。

<<防災ビジョン>>



<<朝来市地域防災計画の施策>>



第4章 市民参加による安全・安心な防災まちづくりの推進

近年の東日本大震災（平成23年）、平成16年台風第23号災害、平成21年台風第9号災害（平成21年）、紀伊半島大水害（平成23年）などの大規模災害により、施設整備などのハード対策だけでは災害は防ぎきれないという教訓を学ぶこととなった。また、大規模な災害における災害対策の課題が認められた。

一方で、このような状況下において、自分たちの住む地域での平常時からの絆と支え合いが、避難所の運営をはじめとする様々な災害時の取り組みに反映され、災害が抑えられたことも明らかになった。

このように大規模な災害における被害を最小限に抑えるという「減災」を推進していくには、地域団体・NPO・企業・学校など様々な主体を含む市民と行政が連携・協働して防災対策を進めることが重要である。

本計画では、災害時に「自らの命は自らで守る」という『自助』による安全・安心の確保や、地域での支え合いによる『共助』の取り組みを活性化させるとともに、行政として『公助』の強化を図っていくこととしている。地域の多様な主体が自ら考え、共に行動するなど、市民一人ひとりの自立と地域の絆を深め、市民、地域、行政が一体となった安全安心な防災まちづくりを推進していくものである。また、災害発生前の段階から、正確な情報の把握や避難行動への展開が行えるよう、気象予警報や避難情報の意味・内容について、日頃より市民等への啓発を行うなど、災害未然防止活動を推進するものとする。

第1 『自助・共助・公助』の協働による防災・減災の重要性

大規模災害時には、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など、人命にかかわる応急対策が必要となるが、市や防災関係機関等だけでこれらの対応を全て行うことには限界がある。そのため、市民や企業、自主防災組織等の地域団体等は、「自らの生命は自ら守る」、「自らの地域は自ら守る」ため、地域特性に応じた自主防災活動を行う必要がある。

本市では、市民、企業、地域団体等が行う『自助』・『共助』と市や防災関係機関等が行う『公助』を防災・減災の両輪として、一丸となった安全・安心なまちづくりを推進する。

1 市民の役割

市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、日頃から災害に備え、自分自身と自宅や家族の安全を確保するための手段を講じることに努める。また地域や職場・学校などにおいて積極的に防災訓練等の防災活動に参加するなど、他の地域住民と協働して地域の安全安心なまちづくりに積極的に寄与する。

2 自主防災組織等の地域団体の役割

各区自主防災組織、各地域自治協議会、市社会福祉協議会等の地域団体等は、「地域のことは地域で守る」を基本に、事前の地域の防災・減災対策、災害発生直後における情報収集・伝達、避難行動要支援者等の避難誘導支援活動、避難所等における協力や支援活動、地域の復旧・復興活動への参加を担っていく必要がある。

そのため、地域団体は、平常時から地域の防災・減災を推進するための方策や役割分担等について話し合うとともに、地域内のつながりや地域間の連携によるネットワークを広げ、日常的な活動の中で、地域の防災・減災活動を行う。

3 事業所等の役割

事業所の事務所や店舗等における従業員や利用客等の安全確保を図るため、日頃から防災体制の整備や地域の防災活動に協力する。また、社会的責任を果たすため、平常時から地域団体等の防災・減災活動に協力し、地域の安全・安心なまちづくりに貢献する。

災害発生時には、情報収集伝達や従業員・利用客等の避難誘導、帰宅困難者等の一時的な受入れ、復旧・復興活動への積極的な参加を行う。

4 市・防災関係機関の役割

市は、防災の第一義的責任を有する地方公共団体として地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、市外からの支援を最大限活用できるよう、各機関と協働して体制の整備を進めていく。

さらに、市民や地域団体、NPO、事業所などがそれぞれの役割を果たすための活動がしやすい環境を整え、必要な支援を積極的に行うことで、『自助・共助・公助』の協働による防災・減災対策を推進する。

第2 『自助・共助・公助』の協働による平常時の備え

本市において大規模な災害が発生しても、その被害を防ぎ、又は減らしていくために、市民・企業、自主防災組織等の地域、市・防災関係機関等は、それぞれの役割を自覚し、協働し、平常時から災害に対する備えや体制の整備を行っていくこととする。

『自助・共助・公助』の協働による平常時の備え

【市民・事業所】	【地域】	【市・防災関係機関等】
(1)地震の揺れに備える		
①建築物の耐震診断及び必要な補強 ②家具類の転倒防止、照明や内装材の落下防止措置 ③出入口には物を置かないなど、逃げ場や逃げ道の確保 ④ブロック塀等の倒壊防止対策など	①地域内の危険箇所の把握と改善 ②地域住民への周知や訓練 ③災害時要援護者への支援など	①既存建築物の耐震診断、改修の普及と啓発、相談への対応 ②既存建築物の耐震診断、改修への助成 ③特定建築物（不特定多数の人が利用する施設など）の耐震診断・改修の促進 ④公共施設や学校等の耐震化の推進 ⑤ブロック塀等の安全対策の推進 ⑥家具等の転倒防止に関する啓発、指導・助言 など
(2)地震に伴う火災に備える		
①耐震安全装置の付いた火気使用器具の設置、転倒・落下防止対策 ②住宅用火災報知器の設置 ③消火器等の設置や使用方法の確認 ④事業所での危険物施設等の安全化 ⑤防火対象物の消防用設備の整備等と適切な維持管理 など	①自主防災組織等における消火活動体制の確立 ②消火訓練等の実施 ③地域で管理している防災資機材等の点検・維持管理 など	①区画整理事業や市街地再開発事業による都市防災構造化 ②公園・緑地等の整備 ③防火・準防火地域の指定 ④予防査察の強化 ⑤消防活動体制の整備 ⑥消防水利の整備 など
(3)災害時のけがや人命救助に備える		
①救命講習や訓練への積極的な参加 ②医薬品等の備蓄など	①救命講習や訓練への積極的な参加 ②救助訓練の実施 ③救助用資機材の管理 など	①救命講習や訓練の実施 ②救助訓練の実施 ③救助用資機材の備蓄の推進など
(4)洪水、土砂災害に備える		
①地形の特徴や過去の災害履歴等の洪水、氾濫、土砂災害に関する知識の習得 ②浸水危険箇所や土砂災害危険箇所等の位置を把握 など	①堤防決壊や土砂災害の前兆現象などの情報収集体制の整備 ②警戒避難体制の整備など	①堤防決壊、がけ崩れ、地すべり等による風水害の予防 ②パトロールと広報活動の実施 ③浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の周知 など
(5)いざという時の避難に備える		
①避難する際の避難所及び安全な避難経路、危険箇所の確認 ②家族や従業員等との連絡方法の確認 ③気象情報・避難情報（避難指示等）の理解 など	①避難する際の避難所及び安全な避難経路、危険箇所の確認 ②地域住民の安否確認、避難誘導體制の整備 ③気象情報・避難情報（避難指示等）への理解 ④自主的な避難所運営の準備 ⑤避難誘導、避難所運営訓練 ⑥災害時要援護者の把握と個別	①各種広報や防災訓練、各種研修会等への職員派遣等の支援 ②地域等と協働での避難計画の策定 ③防災訓練の実施 ④気象情報・避難情報（避難指示等）伝達体制の確立 ⑤災害時要援護者の把握と個別避難計画の策定、支援体制の

【市民・事業所】	【地域】	【市・防災関係機関等】
	避難計画の策定 など	構築 など
(6) 食料・生活必需品の不足に備える		
①食料、生活必需品の備蓄 ②特別な配慮の必要な人は、必要な食料、生活必需品を備蓄 ③事業所は、従業員の食料、生活必需品の備蓄 など	①地域住民への周知や炊き出し訓練 ②災害時要援護者への支援など	①食料、生活必需品の備蓄の推進 ②他都市等との応援体制の整備 ③民間流通企業等との災害時応援協定の締結による流通備蓄の推進 など
(7) ライフラインの停止に備える		
①電話不通を想定し、家族の避難場所の確認 ②懐中電灯、ラジオ、電池等の備蓄 ③カセットコンロ等の備蓄 ④飲料水の備蓄 ⑤浴槽等へトイレ用の水の汲み置き ⑥携帯トイレの備蓄 など	①地域住民への周知 ②災害時要援護者への支援など	①ライフライン施設の耐震化の推進 ②相互応援体制の整備 ③復旧用資機材の備蓄 ④仮設トイレの備蓄など
(8) 正確で素早い情報入手に備える		
①災害情報や避難情報の種類や入手方法を確認 ②あさご安心安全ネットへの登録 ③ひょうご防災ネットへの登録 ④エリアメールの活用など	①災害情報や避難情報の種類や入手方法を確認 ②地域住民への伝達体制の確立 ③情報収集・伝達訓練 ④災害時要援護者への情報提供など	①広報車等による情報伝達体制の整備 ②音声告知放送、あさご安心安全ネット、ひょうご防災ネット、エリアメール等多種多様な情報伝達手段の整備 など
(9) 防災に関する知識を学び、身につける		
①災害の特性や備えの知識の習得 ②防災訓練等を通じた実践的な行動の習得など	①地域の災害履歴や避難時の危険箇所を把握、点検、確認 ②防災訓練等を通じた実践的な行動の習得 ③地域の次世代を担う子供たちへの災害の被災経験の伝承や災害の危険性の伝達など	①防災リーフレットやハザードマップの配布 ②防災講演会や防災出前講座等の開催 ③総合防災訓練等の実施 ④地域防災リーダー、防災士の育成 ⑤学校での指導や訓練等、児童生徒への防災教育 など

第3 『自助・共助・公助』の協働による災害発生時の応急活動

大規模な災害発生時には、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など、人命にかかわる応急対策が全市にわたって必要となる。しかし、市や防災関係機関等だけでこれらの対応を全て行うことには限界がある。

そのため、市は、市民・事業所、自主防災組織等の地域における自主防災活動と協働した災害応急対策活動を行う。

『自助・共助・公助』の協働による災害発生時の応急活動

【市民・事業所】	【地域】	【市・防災関係機関等】
(1)地震の揺れによる被害を回避する		
①緊急地震速報の利用 ②揺れが始まった際の自らの安全確保 ③揺れ収束後は火元の確認や情報収集など		①公共施設利用者等の安全確保 ②職員自らの安全確保など
(2)地震による火災を食い止める		
①ストーブ等の出火防止 ②消火器等による初期消火活動など	①消火器やバケツリレー等による初期消火活動 ②消防機関が行う消火活動への協力 ③消防団による消火活動 など	①消防機関による消火活動 ②広域的な消防応援部隊による消火活動 など
(3)救出活動やけが人の救護を行う		
①軽傷の場合などは、自ら応急救置 など	①助けを求めている人の救助 ②けが人に対する応急手当や医療機関への搬送 ③消防団による救急・救助活動 ④消防機関が行う救急・救助活動への協力 ⑤災害時要援護者の安否確認と救助、救護 など	①消防機関による救急・救助活動 ②広域的な消防応援部隊による救急・救助活動 など
(4)洪水、土砂災害などの二次災害の被害を回避する		
①被害情報や浸水、がけ崩れ情報などの市への提供 ②避難指示等が出されたときは、該当地域の住民は速やかに避難を開始 など	①被害情報や浸水、がけ崩れ情報などの市への提供 ②地域住民への危険情報・被害情報等の提供 ③避難指示等が出されたときは、該当地域住民の避難誘導など	①危険箇所等の情報収集 ②危険情報、被害情報等の広報活動 ③避難指示等の発令など
(5)迅速な避難を行う・避難所を運営する		
①高齢者等避難が出されたときは、避難行動に時間がかかる人は避難を開始 ②避難指示等が出されたときは、該当地域の住民は速やかに避難を開始 ③避難する場合は、あらかじめ定められた避難経路を通り、自主防災組織等とまって地	①区長、自主防災組織、避難支援者、消防団、市職員等の誘導のもと避難誘導 ②地域内の住民の安否確認 ③災害時要援護者の避難支援など	①高齢者等避難、避難指示等の発表・発令 ②地域住民の避難誘導 ③災害時要援護者の避難について、避難支援者等へ要請など

【市民・事業所】	【地域】	【市・防災関係機関等】
域の協力のもと避難 など (避難所では) ①避難者同士の協力 ②避難所運営の様々な活動への参加 ③避難所施設(学校等)の開設への協力 など	(避難所では) ①避難所開設への協力 ②避難者の代表者による「避難所運営委員会」の設置 ③「避難所運営マニュアル」による避難者の自主的な避難所運営 など	(避難所では) ①避難所の開設 ②福祉避難所(場所)の開設 ③食料・飲料水・生活必需品等の確保と配送 ④救護所等医療体制の整備 ⑤保健師派遣等避難者の健康管理 ⑥災害時要援護者への支援 ⑦その他必要な避難所運営への支援 など
(6) 食料・生活必需品等を確保する		
①家庭備蓄食料・生活必需品等の活用 ②炊き出しへの協力 ③物資の荷卸しや配布等への協力など	①炊き出しの実施や協力 ②物資の荷卸しや配布等への協力など	①備蓄している食料・生活必需品の供給 ②民間事業者等からの食料・生活必需品の調達 ③他都市等からの応援物資等の受入れ ④義援物資等の受入れ など
(7) ライフライン復旧までの生活を確保する		
①家庭備蓄飲料水などの活用 ②家庭の井戸の活用 ③応急給水の飲料水の入手 ④トイレ用水等の確保 ⑤炊き出しへの協力 など	①応急給水への協力 ②トイレ用水等の確保 ③炊き出しの実施や協力 など	①応急給水の実施 ②上水道施設の応急復旧 ③下水道施設の応急復旧 ④仮設トイレの設置 ⑤電力・ガス施設の応急復旧(各事業者) など
(8) 迅速に正確な情報を入手する		
①市や防災関係機関が伝える情報を速やかに入手 ②災害・被害情報等の市への報告など	①市や防災関係機関が伝える情報を速やかに入手 ②地域住民等への伝達 ③災害時要援護者への情報伝達 ④災害・被害情報等の市への報告など	①避難指示等の緊急情報の提供 ②被害や応急対策実施状況、生活関連情報、復興へ向けての生活支援情報等の提供 ③テレビ・ラジオ、広報車、広報紙、インターネット等様々な媒体を活用しての広報など

第4 防災機関の事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

1 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用 		
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し 		
近畿財務局 神戸財務事務所		<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧事業費査定の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業(起債分)の査定及び災害融資 	<ol style="list-style-type: none"> 1 復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供 		
兵庫労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業場における労働災害防止の監督指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧工事等における労働災害防止 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興工事等における労働災害防止
近畿農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種現地調査団の派遣 2 農地農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成 	
(兵庫農政事務所)		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助用米穀の供給(売却) 		
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有保安林、治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用復旧用材の供給 	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林における荒廃地の復旧 	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿経済産業局		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保 	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資機材の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援
中部近畿産業保安監督部近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、火薬類、ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策 		
近畿地方整備局豊岡河川国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の復旧 	
近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路輸送に係る緊急輸送命令に関する情報収集 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
大阪航空局大阪空港事務所		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助 	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空保安施設の復旧 	
大阪管区気象台神戸地方気象台		<ol style="list-style-type: none"> 1 気象・地象・水象に関する観測、予報、警報（地象のうち地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る）及び情報の発表並びに伝達 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急環境モニタリングの実施 2 地盤沈下地域状況の把握 3 災害廃棄物等の処理 4 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び連絡調整等の支援 5 所管施設等の避難場所等としての利用 	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害廃棄物等の処理 	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境配慮の確保
近畿地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関連情報の把握及び提供 	<ol style="list-style-type: none"> 1 復旧測量等の実施及び支援 	

2 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊第3特科隊		<ol style="list-style-type: none"> 1 人命救助又は財産保護のための応急対策の実施 		

3 兵庫県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会に属する施設の整備と防災管理 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設(所管)の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災教育施設(所管)の復旧 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育充実のための対策の実施 2 体験を通じた生きる力を育む教育の推進 3 児童生徒のこころのケアの実施
警察本部(南但馬警察署)		<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等 	<ol style="list-style-type: none"> 1 治安維持対策の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設住宅等における民心の安定

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
知事部局	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 10 県所管施設の整備と防災管理	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 被災した県所管施設の復旧	1 県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 3 災害復興対策に係る組織の設置運営 4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施

4 朝来市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
朝来市	1 市域に係る災害予防の総合的推進 2 地域防災基盤の整備 3 防災に関する組織体制の整備 4 防災に関する施設・設備等の整備、点検 5 災害応急・復旧用資機材及び物資の備蓄、並びに調達体制の整備 6 医療、輸送等の防災体制の整備 7 市域における公共的団体及び自主防災組織の育成強化 8 防災知識の普及と防災に関する教育の実施 9 防災訓練の実施 10 防災に関する調査研究 11 市の所管する施設の整備と防災管理	1 市域に係る災害応急対策の総合的推進 2 災害応急対応に係る組織の設置・運営 3 災害に関する情報の収集・伝達及び被害の調査 4 市域における市民等への避難指示等の発令及び避難誘導 5 市域における市民等への災害時広報及び災害相談の実施 6 消防・水防その他応急措置 7 被災者の救援・救護活動の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 緊急時の交通及び輸送の確保 10 市の所管する施設の災害応急対策の実施 11 被災した施設・設備の応急復旧 12 災害時における清掃・感染症対策その他の保健衛生に関する措置 13 応急教育の実施 14 防災関係機関が実施する災害応急対策の調整 15 その他災害発生防御又は拡大防止のための措置	1 市域に係る災害復旧の総合的推進 2 施設及び設備の災害復旧 3 被災者の生活支援 4 民生の安定及び社会経済活動の早期安定促進 5 市の所管する施設の復旧	1 市域に係る災害復興の総合的推進 2 災害復興対策に係る組織の設置運営 3 災害復興計画の策定及び復興事業の推進

5 消防機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
南但消防本部	1 災害予防対策の推進 2 防災思想の普及と防火意識の高揚 3 消防設備、危険物施設の点検整備と自主保安対策の推進 4 公共的団体及び自主防災組織の活動支援	1 被災実態の早期把握と災害対策 2 災害に関する情報収集及び活用 3 消防・救助・救急活動の実施 4 災害活動現場における火災警戒区域・消防警戒区域の設定 5 県・消防機関に対する応援要請 6 消防防災ヘリコプター等の要請 7 消防庁・県への災害報告		

団体・管理者名	責 務
朝来市消防団	1 防災知識の普及 2 情報の収集・伝達 3 消防・水防・救助活動の実施 4 避難誘導

6 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
郵政事業株式会社 (和田山郵便局)		1 災害時における 郵政事業運営の確保 2 災害時における 郵政事業に係る災害 特別事務取扱い 及び援護対策	1 被災郵政事業施 設の復旧 2 被災地域地方公 共団体に対する簡 易保険積立金によ る長期融資	
日本銀行 (神戸支店)		1 金融特例措置の 発動	1 金融機関に対す る緊急措置の指導	
日本赤十字社(兵庫 県支部)		1 災害時における 医療救護 2 救援物資の配分 3 こころのケア (看護師等による 心理的・社会的支 援)		
日本放送協会(神戸 放送局)	1 放送施設の整備 と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急 対策の実施	1 被災放送施設の 復旧	
西日本旅客鉄道株式 会社(福知山支社)	1 鉄道施設の整備 と防災管理	1 災害時における 緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急 対策の実施	1 被災鉄道施設の 復旧	
西日本電信電話株式 会社(兵庫支店) 株式会社NTTドコモ 関西 NTTコミュニケーシ ョ ンズ株式会社	1 電気通信設備の 整備と防災管理	1 電気通信の疎通 確保と設備の応急 対策の実施 2 災害時における 非常緊急通信	1 被災電気通信設 備の災害復旧	
KDDI株式会社 (神戸支店)	1 電気通信設備の 整備と防災管理	1 電気通信の疎通 確保と設備の応急 対策の実施	1 被災電気通信設 備の災害復旧	
ソフトバンク(株)	1 電気通信設備の 整備と防災管理	1 電気通信の疎通 確保と設備の応急 対策の実施	1 被災電気通信設 備の災害復旧	
日本通運株式会社 (神戸支店)		1 災害時における 緊急陸上輸送		
関西電力株式会社・ 関西電力送配電株式 会社(兵庫支社(姫 路))	1 電力供給施設の 整備と防災管理	1 電力供給施設の 応急対策の実施	1 被災電力供給施 設の復旧	

7 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関（全但バス株式会社、神姫バス株式会社、社団法人兵庫県トラック協会）	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	1 災害時における緊急陸上輸送		
道路管理者（兵庫県道路公社）	1 有料道路（所管）の整備と防災管理	1 有料道路（所管）の応急対策の実施	1 被災有料道路（所管）の災害復旧	
放送機関（株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、株式会社kiss-FM KOBE）	1 放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	1 被災放送施設の復旧	
社団法人兵庫県医師会		1 災害時における医療救護	1 外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	1 外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
社団法人兵庫県LPガス防災協会	1 LPガス供給設備の防災管理	1 LPガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるLPガスの供給	1 被災LPガス供給設備の復旧	

第5 市民・企業・団体等の責務

1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責 務
朝来市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の救援、救護活動への協力 2 ボランティアセンターの開設・運営 3 生活福祉資金貸付け
朝来市医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県医師会並びに各医療機関との連絡調整 2 医療及び助産活動の実施 3 災害時における感染症対策への協力 4 災害時における遺体検案への協力 5 保健衛生活動への協力 6 心的外傷後ストレス障害対策への協力
南但歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県歯科医師会並びに各医療機関との連絡調整 2 歯科医療活動の実施 3 災害時における遺体検案への協力 4 保健衛生活動の協力
但馬薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県薬剤師会並びに会員との連絡調整 2 災害時における医薬品調達への協力 3 保健衛生活動への協力
朝来市商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の実施する被害調査、応急対策への協力 2 災害救助、復旧用物資の確保への協力 3 被災事業者の復旧・復興対策支援
たじま農業協同組合 生野町森林組合 和田山町森林組合 朝来森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同利用施設の防災管理 2 市の実施する農林水産関係被害調査、応急対策への協力 3 被災農林業者に対する応急・復旧対策支援 4 被災農林業者に対する融資及びあっせん
朝来市建設業協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における障害物除去等緊急応急作業の実施 2 被災者の救助・救援対策への協力
あさご管工事業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における上・下水道施設の復旧対策への協力
兵庫県電気工事工業組合 但馬支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における感電災害・漏電災害の防止 2 災害時における仮設電気工事又は応急復旧工事
兵庫県自動車整備振興会 但馬支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急車両通行のためのレッカー車等による放置車両の除去 2 クレーン、ジャッキ、ウインチ等による被災者の救助 3 ジャッキ、バール、ハンマーなどの資機材の貸与
医療施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災設備の整備 2 防災訓練の実施 3 災害時の傷病者の救護・看護への協力
社会福祉施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災設備の整備 2 防災訓練の実施

団体・管理者名	責 務
	3 災害時における施設利用者の安全確保 4 災害時要援護者の救援、救護措置への協力
危険物施設等の管理者	1 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備 2 災害時における危険物・施設の安全措置
自治会、自主防災組織	1 自主防災活動の実施 2 防災資機材等の整備 3 危険箇所の点検・防災関連施設の確認 4 防災知識の普及 5 防災訓練の実施及び訓練参加 6 災害時要援護者の把握 7 住民への情報伝達 8 初期消火、救護・救助活動等の協力 9 避難誘導、避難所運営に関する協力 10 被災地の保全と防犯活動 11 災害状況等の情報収集・報告 12 市が実施する被害調査、応急対策への協力 13 市が行う災害復旧・復興対策への協力

2 住民・事業所

住民等は、「自らの身の安全は自ら守る」、また「地域の安全はみんなで守る」という「自助・共助の原則」の視点に立ち、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区 分	責 務
住 民	1 地域コミュニティ活動への参加 2 飲料水・食料・生活必需品等の3日分以上の備蓄 3 防災知識の取得 4 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認 5 地域の災害危険性の理解と認識 6 所有土地・建物等の防災管理 7 火災予防措置 8 自主防災活動、防災訓練への参加・協力 9 災害時における情報収集・伝達、避難、救援・救助活動等への協力
事 業 所	1 従業員等の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄 2 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成及び自主防災組織の育成 3 従業員への防災知識の普及 4 防災訓練の実施及び地域の自主防災活動・防災訓練への参加 5 所有土地・建物等の防災管理 6 事業継続計画（BCP）、事業継続管理（BCM）への取組 7 災害時における従業員、顧客の安全確保 8 災害ボランティア活動への支援等、地域への貢献活動の実施